

全国厚生労働関係部局長会議  
(厚生分科会)  
詳細版資料

平成29年1月20日(金)

雇用均等・児童家庭局



全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）  
詳細版資料

目 次

（重点事項）

1. 「一億総活躍」社会の実現に向けた子ども・子育て支援について… 1
2. 平成29年度における社会保障（子ども・子育て支援）の充実等  
について …………… 2
3. 多様な保育ニーズに対応した市区町村の取組に対する支援について  
…………… 3
  - （1）加速化プランの進捗状況と今後の見込みについて
  - （2）受け入れ枠拡大に向けた取組の推進について
  - （3）平成29年4月入園に向けての市区町村における環境整備につい  
て ―保育所等利用待機児童数調査に関する検討会意見―
  - （4）認可外保育施設の認可化移行の促進について
4. 保育人材確保について …………… 6
  - （1）保育士等の処遇改善について
  - （2）保育士等の研修実施体制の強化について
  - （3）保育士確保集中取組キャンペーンについて
5. 保育所保育指針の改定について …………… 9
6. 放課後児童対策について …………… 10
  - （1）「放課後子ども総合プラン」の推進について
  - （2）放課後児童クラブ関係・平成29年度予算案の概要
7. 児童虐待防止対策の強化について …………… 15
  - （1）平成29年度予算案における児童虐待防止対策関係事業について
  - （2）児童相談所及び市町村の体制整備について
  - （3）児童相談所の体制整備について
  - （4）市町村の体制整備について
8. 社会的養護の推進について …………… 26
  - （1）平成29年度予算案における社会的養護の推進関係事業等について

(2) 民間児童養護施設職員等の処遇改善について	
(3) 民間あっせん機関による養子縁組あっせんに係る児童の保護等に関する法律について	
9. ひとり親家庭等自立支援施策について	30
10. 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援について	31
(1) 不妊治療への助成等について	
(2) 子育て世代包括支援センターの全国展開について	
(3) 産前・産後の支援について	
11. 少子化対策・子育て支援等の重要課題に対応するための組織再編について	34
 (連絡事項)	
1. 児童福祉施設等の運営上の留意事項等について	35
(1) 児童福祉施設等の整備について	
(2) 児童福祉施設等の運営について	
(3) 東日本大震災により被災した子どもへの支援について	
(4) 平成28年熊本地震により被害を受けた児童福祉施設等の災害復旧について	
2. 児童虐待防止対策の強化について	48
(1) 子ども虐待による死亡事例等の検証結果（第12次報告）について	
(2) 「居住実態が把握できない児童」への対応について	
(3) 児童虐待防止対策に関する総合調整権限について	
(4) 平成28年度市町村の虐待対応担当窓口等の状況調査について	
3. 社会的養護の推進について	52
(1) 平成29年度における児童入所施設措置費等の取扱いについて	
(2) 社会的養護を担う人材確保について	
4. ひとり親家庭等自立支援施策について	54
(1) 児童扶養手当について	
(2) 就業支援等について	
(3) 子育て・生活支援、養育費の確保等について	

<b>5. 配偶者からの暴力（DV）対策等について</b> .....	60
(1) 平成29年度予算案における対応について	
(2) ストーカー規制法の改正を踏まえた婦人保護事業の対応 について	
<b>6. 児童健全育成対策等について</b> .....	62
(1) 放課後児童クラブについて	
(2) 利用者支援事業について	
(3) 地域子育て支援拠点事業について	
(4) 児童厚生施設について	
(5) 児童委員について	
(6) 児童福祉週間について	
<b>7. 保育対策等の推進について</b> .....	73
(1) 保育対策関連予算について	
(2) 企業主導型保育事業の推進について	
(3) 平成29年度税制改正について	
(4) 小規模保育事業の対象年齢の拡大について	
(5) 保育園等の連携施設の確保について	
(6) 保育事故防止に係る安全対策の強化について	
(7) 認可外保育施設の届出について	
(8) 地方分権に係る地方からの提案等への対応方針について	
(9) 保育園等の優先入所に係る取扱について	
(10) 保育園における第三者評価の受審について	
(11) アレルギー対策ガイドライン及び感染症対策ガイドラインの 改訂について	
(12) 保育園等の実態調査について	
<b>8. 母子保健対策について</b> .....	82
(1) 妊婦健康診査の公費負担について	
(2) 助産施設について	
<b>9. 仕事と家庭の両立支援対策について</b> .....	83
(1) 保育所に入れない等の場合の育休延長について	
(2) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） について	

## (関連資料)

資料 1	新・第 2 の矢. 「夢を紡ぐ子育て支援」	85
資料 2	少子化対策の総合的な展開	86
資料 3	平成29年度の社会保障の充実・安定化について	87
資料 4	平成29年度における「社会保障の充実」(概要)	88
資料 5	平成29年度幼児教育無償化に向けた対応(保育園)	89
資料 6	待機児童解消に向けた保育の受け皿拡大	90
資料 7	保育園等整備交付金	91
資料 8	保育対策総合支援事業費補助金	92
資料 9	保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の 所要の措置	98
資料10	保育園等に土地を貸す際に固定資産税の減免が可能な旨 の明確化	99
資料11	平成29年4月入園に向けての市区町村における環境整備 について	100
資料12	認可保育園等への移行に向けて	101
資料13	保育士等の処遇改善の推移(平成24年度との比較)	111
資料14	保育士等(民間)のキャリアアップの仕組み・処遇改善 のイメージ	112
資料15	保育士等(民間)のキャリアアップの仕組み導入後の 職制階層(イメージ)	114
資料16	保育士等の処遇改善	115

資料17	保育士確保集中取組キャンペーン	116
資料18	保育所保育指針の改訂に関する議論のとりまとめの概要	117
資料19	「放課後子ども総合プラン」の全体像	118
資料20	放課後児童クラブの概要	124
資料21	放課後児童クラブ関係・平成29年度予算（案） のポイント	127
資料22	平成28年度 放課後児童支援員等処遇改善等事業 の実施状況	139
資料23	児童虐待防止対策関係・平成29年度予算案の概要	141
資料24	児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者 の研修等の実施について（案）	173
資料25	児童虐待対応に係る児童相談所と市町村の共通 アセスメントツールについて（案）	218
資料26	児童相談所強化プラン（概要）	221
資料27	平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（児童 相談所設置のためのマニュアル作成に関する調査研究）	222
資料28	「市区町村子ども家庭総合支援拠点」設置運営要綱（案）	224
資料29	要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・ 医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について	237
資料30	平成29年度社会的養護関係予算案の概要	238
資料31	里親支援事業（仮称）の創設	241
資料32	社会的養護自立支援事業（仮称）の創設	242

資料33	産前・産後母子支援事業（仮称）の創設	244
資料34	改正児童福祉法を踏まえた「新たな子ども家庭福祉」 の構築	245
資料35	18歳以降の措置延長制度について	246
資料36	民間児童養護施設等の職員の処遇改善のイメージ	247
資料37	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等 に関する法律（概要）	248
資料38	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等 に関する法律（全文）	250
資料39	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等 に関する法律に対する附帯決議	268
資料40	すくすくサポート・プロジェクト（すべての子どもの安心と希望 の実現プロジェクト）	269
資料41	平成29年度予算案 厚生労働省 主な子供の貧困対策 関連施策（新規・拡充）	337
資料42	平成29年度予算案 厚生労働省 主な子供の貧困対策 関連施策	338
資料43	ひとり親家庭等自立支援関係の平成29年度予算案	341
資料44	自立支援教育訓練給付金事業の充実について	342
資料45	不妊に悩む方への特定治療支援事業について	344
資料46	子育て世代包括支援センターの全国展開について	345
資料47	産婦健康診査事業について	348
資料48	新生児聴覚検査の体制整備事業について	349



資料49	平成29年度厚生労働省組織再編	350
資料50	雇用均等・児童家庭局再編に伴う主な所掌事務の見直し	351
資料51	児童虐待防止対策等の強化（次世代育成支援対策 施設整備交付金）	352
資料52	次世代育成支援対策施設整備交付金の概要	355
資料53	児童福祉施設等の災害復旧（施設整備・設備整備）	356
資料54	子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について （第12次報告）の概要	357
資料55	平成27年度「居住実態が把握できない児童」に関する 調査結果【概要】	364
資料56	平成28年度「居住実態が把握できない児童」に関する 調査の実施について	376
資料57	児童扶養手当制度の概要	378
資料58	児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議	379
資料59	「児童扶養手当法施行規則の一部を改正する省令の施行について」 （平成28年7月14日付雇用均等・児童家庭局長通知）	380
資料60	「児童扶養手当の現況届等について」 （平成28年6月16日付雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）	382
資料61	「児童扶養手当法第13条の3の規定に基づく一部支給停止措置 及び一部支給停止措置適用除外に係る事務について」（平成20年3 月31日雇児福発第0331001号）の一部改正等の留意事項について （平成28年8月1日雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）	384
資料62	平成28年度「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業 表彰」	386

資料63	婦人保護事業の概要	387
資料64	平成29年度婦人保護事業関係予算案の概要	388
資料65	放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン の概要	390
資料66	利用者支援事業の平成29年度予算案について	393
資料67	地域子育て支援拠点事業の平成29年度予算案について	394
資料68	児童館等における「遊びのプログラム」の開発・普及	395
資料69	「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会 報告書の概要	396
資料70	民生委員制度100周年記念大会について	397
資料71	医療的ケア児保育支援モデル事業	398
資料72	企業主導型保育事業について	399
資料73	連携施設の設定に関する課題・好事例について	400
資料74	保育園等の事故防止の取組強化事業	404
資料75	保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業	405
資料76	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針	406
資料77	保育所・幼稚園・認定こども園等に係る実態調査等の 中間集計の状況について	408
資料78	育児休業期間の延長（案）（育児・介護休業法関係）	418
資料79	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） の概要	419

(重点事項)



# 1. 「一億総活躍」社会の実現に向けた子ども・子育て支援について

(関連資料 1、2 参照)

平成27年秋、安倍総理より「一億総活躍」社会の実現に向けた「新・三本の矢」が示されたことを受け、同年11月に「一億総活躍社会に向けた緊急対策」がとりまとめられ、昨年（平成28年）6月2日に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定された。

中でも、子ども・子育て支援については、日本の未来を支えるための重要な施策であり、第二の矢「夢を紡ぐ子育て支援」として位置付けられている。結婚して子どもを持ちたいという国民の希望がかなう社会を実現するためには、結婚や子育て等の希望実現を阻害する要因を一つ一つ取り除き、「仕事」と「結婚、妊娠・出産、子育て」とを同時に実現できる構造に転換することが重要である。このため、「働き方改革・両立支援」と「総合的子育て支援」を車の両輪として進めていくこととしている。

「ニッポン一億総活躍プラン」では、「希望出生率1.8」がかなう社会の実現に向けて、保育の受け皿整備、保育人材確保、放課後児童クラブの整備等の子育ての環境整備、ひとり親家庭や多子世帯等への支援、女性活躍の推進、子育て世代包括支援センターの全国展開、不妊治療支援の充実等の若者・子育て世帯への支援等に取り組むこととされており、同プランで示された10年間のロードマップに基づき、着実に施策を展開していくこととしているので、各自治体においても積極的な取組をお願いする。

## 2. 平成29年度における社会保障（子ども・子育て）の充実等について

（関連資料3～5参照）

子ども・子育て支援を含む社会保障分野では、社会保障と税の一体改革において消費税率の引上げによる増収分をすべて社会保障の充実・安定化に向け、全世代型の社会保障への転換を図ることとしている。

子ども・子育て支援の充実に関しては、平成29年度においても、引き続き、子ども・子育て会議資料において「0.7兆円の範囲で実施する事項」と整理された「質の向上」及び「量的拡充」を実施するため、平成29年度の「社会保障の充実」に充てられる消費税増収分1.35兆円等のうちの0.7兆円程度を充てることとしている。

さらに、平成29年度予算案では、消費税財源以外の0.3兆円超の追加の恒久財源が確保された場合に実施する「質の向上」項目のうち、保育士等の2%等の処遇改善の実施について盛り込んでいる。

これらにより必要となる地方負担については、地方消費税の増収分も含め、総務省において適切に地方財政措置を講じる方針であることを確認しているので、各地方自治体においても積極的な取組をお願いします。

平成29年度予算案では、子ども・子育て支援の充実として、保育士等について、

- ①保育園等に勤務する全ての職員に対して2%（月額6千円程度）の処遇改善
- ②経験年数が概ね7年以上の中堅職員に対して月額4万円（園長など管理職を除く職員全体の概ね1/3を対象）、経験年数が概ね3年以上の職員に対して月額5千円の処遇改善
- ③②を踏まえた、研修代替職員の雇い上げ費用の年間2日から年間3日への充実

などを行うとともに、放課後児童クラブ及び児童養護施設等の職員についても、それぞれの業務等に相応の処遇改善を行うこととしている。

また、平成29年度予算案では、これらの充実のほか、幼児教育無償化に向けた対応として、2・3号認定の保育料について、

- ・市町村民税非課税世帯（第2階層）の第2子の保育料の無償化
- ・年収360万円未満のひとり親世帯等の第1子の保育料の通常の市町村民税非課税世帯並みの金額への軽減

を行うこととしているので、あわせてご了承ください。

### 3. 多様な保育ニーズに対応した市区町村の取組に対する支援について

#### (1) 加速化プランの進捗状況と今後の見込みについて

(関連資料6参照)

子育て家庭における仕事と家庭の両立と、女性の活躍を推進していく上で、待機児童の解消は取り組むべき最重要課題であり、潜在需要も含めた保護者の保育ニーズに対応した受け皿を確保していくため、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、待機児童解消に向けた取組を進めているところである。

各自治体の積極的な整備推進により、平成25年度から平成27年度までの3年間で約31.4万人分の保育の受け皿を確保し、平成29年度末までの5年間では、約48.3万人分の拡大を見込んでおり、昨年公表した数値(約45.6万人分)を約2.7万人分上回る見込みとなっている。

一方で、平成28年4月の待機児童数は、193の市区町村では減少したものの、大規模なマンション開発等に伴う若年層の人口増などのため、保育需要の増加に整備量が追いつかなかった232の市区町村で待機児童数が前年よりも増加しており、全国の待機児童数も前年より増加した(386人増)。

引き続き平成29年度末までに待機児童解消に取り組むとともに、平成30年度以降についても、女性の就業の更なる増加、働き方改革の進展、育児休業の取得促進等の取組を踏まえつつ、保育の受け皿を着実に整備していただくようお願いする。

#### (2) 受け入れ枠拡大に向けた取組の推進について

(関連資料6～10参照)

「待機児童解消加速化プラン」に基づく48.3万人分の保育の受け皿拡大を進めるため、平成28年度第2次補正予算及び平成29年度予算案において、施設整備や改修に係る費用の補助率について、引き続き嵩上げ(1/2→2/3)を行い、意欲のある自治体の取組を強力に支援するほか、保護者の働き方や地域の実情に応じた多様な保育の推進を図るため、

- ・ 0歳児期の育児休業終了後の「入園予約制」の導入支援
- ・ 3歳以上の子どもの受入れに特化した保育園等における3歳未満対象の「サテライト型小規模保育事業所」の設置等の支援
- ・ 保護者のニーズをかなえる保育コンシェルジュの更なる展開
- ・ 保育園等と地域住民との合意形成等を進める「地域連携コーディネート」

ネーター」の機能強化  
を行うこととしている。

これらの新たな施策を活用しつつ、各自治体におかれては、保育を希望する方が保育を利用できるよう、より積極的な取組を進めていただくようお願いする。

なお、保育の受け皿整備の際、平成29年度税制改正において、企業主導型保育事業や事業所内保育事業（利用定員が1人以上5人以下）等の用に供する固定資産に係る固定資産税等について課税標準の特例措置等を講ずることとなった。また、保育園等用地の確保に困難を抱える地方自治体においては、土地提供のインセンティブの一つとして、補助金など他の施策に加え、土地を有料で貸し付けている所有者に対する固定資産税の減免を検討することが可能である旨の通知を平成28年9月16日付けで総務省と協議の上発出しており、これらの税制上の対応等も検討いただくよう、あわせてお願いする。

### **（3）平成29年4月入園に向けての市区町村における環境整備について** **－保育所等利用待機児童数調査に関する検討会意見－**

**（関連資料11参照）**

特定の保育園等を希望する者などの取扱いについて、市区町村ごとに異なるとの指摘もあることから、学識者や自治体関係者等の参集を求め、平成28年9月より、厚生労働省において、「保育所等利用待機児童数調査に関する検討会」（座長：山縣文治関西大学人間健康学部教授）を開催してきたところである。

同検討会において、各市区町村の現状の取扱いについて調査したところ、利用調整において、保護者に対してきめ細かな対応が行われていない事例が見受けられた。

利用申込みをした保護者の意向や状況については、「保育コンシェルジュ」等の利用者支援事業をきめ細かく展開するなど、市区町村が積極的かつ丁寧に把握し、利用可能な保育園等の情報を提供する等、それぞれの保護者のニーズに応じた適切な保育の提供を行うことが重要である。

また、入園等に至らなかった者に対しても、継続して保護者の意向や状況の把握に努め、保護者のニーズに合った丁寧な支援を行っていく必要がある。

一方、既に平成29年4月の入園申込や相談対応等が各市区町村で始まっており、また、現時点において、こうした保護者に対しきめ細かな対応を行うための体制が整っていない市区町村がある。



こうした状況を受け、同検討会より、各市区町村においては、早急にこの体制整備に着手するとともに、国においては、平成29年度予算案において、子ども・子育て支援交付金における利用者支援事業の拡充を盛り込んでおり、当該事業が各市区町村において積極的に活用されるよう周知すべき、との意見が出されたところである。

国においては、平成29年度予算案において、相談窓口の開所時間の延長や、出張相談の実施といった場合の加算を設けるなど、子ども・子育て支援交付金における利用者支援事業の拡充を行うこととしている。各市区町村におかれては、平成29年度から、当該事業を積極的に活用いただくなど、それぞれの保護者の意向や状況等について丁寧把握し、保護者のニーズに合った適切な保育の提供が行われるよう、保護者に「寄り添う支援」のための環境整備をお願いする。

#### (4) 認可外保育施設の認可化移行の促進について

(関連資料12参照)

保育の受け皿確保に当たっては、一定の保育の質が確保されている認可保育園等を増やしていくことが望ましいが、現状においては、認可外保育施設が認可保育園等のみでは受けきることができない多様な保育ニーズに応えている側面がある。このため、国においては、認可外保育施設について、認可保育園、認定こども園、小規模保育事業への移行を支援しており、移行を目指す施設には、課題の調査、施設の改修、運営の経費等の補助を行っている。さらに、平成29年度予算案においては、移行する対象の事業を拡大し事業所内保育事業も含めることとしている。

今般、これらの認可保育園等への移行を促進する補助事業を更に御活用いただくため、「認可化移行支援強化事業」としてパッケージ化したので、認可保育園等への移行ニーズを把握した上で、施設・事業者に対し積極的に周知いただき、認可化移行の取組を促進いただきたい。

また、小規模保育事業への認可化移行支援に当たっては、小規模保育事業所における事故防止及び保育の質の向上の観点からも、全員保育士を配置することとしている小規模保育A型への移行が望ましい。

また、小規模保育B型から小規模保育A型への移行に当たっては、公定価格において、小規模保育事業所における保育士の比率に応じた加算を行っている。

各地方自治体におかれては、既存の小規模保育B型からの移行を含め、積極的に小規模保育A型への移行促進を図っていただきたい。

## 4. 保育人材確保について

(関連資料13~17参照)

「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿拡大を確実なものにしていくため、保育人材の確保に向けて、保育士等の処遇改善を行うほか、新規資格取得者の確保や就業継続支援、離職者の再就職支援といった総合的な対策を講じることとしている。都道府県においては、保育人材確保に向けた様々な施策等を積極的に活用するなど、保育人材確保の推進にご尽力いただきたい。

また、保育人材の確保に当たっては、市区町村における取組も重要であることから、管内市区町村に対し、保育人材確保に積極的に取り組んでいただくよう周知等についても御配意願いたい。

### (1) 保育士等の処遇改善について

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」等を踏まえ、平成29年度から、

- ①保育園等に勤務する全ての職員に対して2%（月額6千円程度）の処遇改善を行うとともに、
- ②技能・経験を積んだ保育士等に対する処遇改善について、一定の経験年数、キャリアアップに係る研修の受講、職務の発令の3つを基本要件とし、
  - ・経験年数が概ね7年以上で都道府県等が実施する研修を経た中堅職員（副主任保育士（仮称）、専門リーダー（仮称））に対して月額4万円の処遇改善
  - ・経験年数が概ね3年以上で都道府県等が実施する研修を経た職員（職務分野別リーダー（仮称））に対して月額5千円の処遇改善

を実施することとしている。また、併せて、キャリアアップに係る研修の受講機会を確保するため、公定価格の基本分単価に含まれている研修代替職員の雇上費用について、現行の年2日から年3日に引き上げることとしている。

この処遇改善うち、技能・経験を積んだ保育士等に対する処遇改善の実施に当たっては、キャリアアップの仕組みの構築という目的と加算の性格を踏まえ、職務手当を含む月給により行うことを要件とする他、職員や給与の状況が園ごとに異なることを踏まえ、

- ・経験年数については「概ね」とし、各保育園等における職員の状況を踏まえて決定すること

- ・副主任保育士（仮称）・専門リーダー（仮称）に係る処遇改善の実施に際しては、月額4万円の対象者を一定数確保した上で、処遇改善に係る加算額を技能・経験を有するその他の職員（園長を除く）に配分すること

が可能な仕組みとすることとしている。

さらに、研修に係る要件については、キャリアアップに係る研修が平成29年度から準備・実施されることを踏まえ、平成29年度においては課さないこととし、平成30年度以降についても、職員の研修の受講状況等を踏まえて設定することとしているので、これらについて御了知いただきたい。

また、平成28年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の処遇改善（+1.3%）に要する費用について、平成28年度第3次補正予算案に計上しており、補正予算案が成立した際には、本年度の公定価格を改定することとしている。

これについては平成29年度の公定価格においても同様であるので、各地方自治体におかれては、改定の趣旨をご理解いただき、保育士等の職員給与が適切な水準となるよう、保育園等に要請するなど周知・指導にご協力いただきたい。

## （2）保育士等の研修実施体制の強化について

保育士のキャリアパスの仕組みの構築に必要な研修体系等について、今年度、調査研究事業を実施し、平成28年12月に有識者等により議論の取りまとめが行われたところである。この取りまとめにおいては、リーダー的職員の育成のために必要な研修として、

- ・保育現場において専門的な対応が求められている分野である「乳児保育」、「幼児教育」、「障害児保育」、「食育・アレルギー対応」、「保健衛生・安全対策」及び「保護者支援・子育て支援」の6分野の研修
- ・主任保育士の下でミドルリーダーの役割を担う立場の保育士に対する「マネジメント」の研修
- ・専門的な分野別の研修とは別に、保育園における実習経験の少ない保育士試験合格者や潜在保育士が受講できるような「保育実践」の研修

を保育士の研修体系に位置付けていくことが適当とされており、これを踏まえ、今年度中を目途にキャリアアップに係る研修の内容や実施方法等について通知する予定である。

キャリアアップに係る研修の実施主体については、広域的に実施する

必要性があることから、都道府県とするが、多くの受講ニーズに対応するため、都道府県が適当と認める団体に委託する方法のほか、保育団体や指定保育士養成施設、市区町村が実施する研修を都道府県が指定する方法も可能とする予定である。

技能・経験を積んだ保育士等に対する処遇改善の研修に係る要件については、平成29年度においては課さないこととしているが、保育士の研修機会と研修内容を充実させ、保育士の専門性の向上を図るとともに、キャリアアップの仕組みの構築を円滑に行うため、平成29年度予算案において、キャリアアップに係る研修に対する支援（国1／2補助）に必要な予算を計上しているため、平成29年度より研修の実施に積極的に取り組んでいただきたい。

なお、調査研究事業の一環として、保育士のキャリアパスの仕組みの構築に必要な研修体系等について、2月下旬頃にシンポジウムを開催し、キャリアアップに係る研修の内容や実施方法等の周知を行うとともに、実践的な事例の紹介等を行うこととしている。後日、開催案内を行うので、ご参加いただきたい。

### (3) 保育士確保集中取組キャンペーンについて

「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿拡大に伴い、保育の担い手となる保育士の有効求人倍率は、全国平均で2.34倍（平成28年11月時点）となっており、最も高い東京都においては5倍を越すなど、保育士の確保が喫緊の課題となっている。

このため、例年1月頃に保育士の有効求人倍率がピークになることを踏まえ、昨年引き続き、4月に向けた保育士確保を進めるため、「保育士確保集中取組キャンペーン」を実施し、保育士資格有資格者であって、現在、保育士として働いていない者の掘り起こし及び就職あっせんを強化し、未就業の保育士の就業促進を図ることとした。

については、様々な場所や機会等を捉え、未就業の保育士に対し、保育士・保育園支援センターへの登録やハローワークへの求職申込について積極的に呼びかけていただきたい。

また、保育士の確保が困難な状況にある保育園等について、都道府県が把握している場合は、速やかに保育士・保育園支援センターやハローワークへ情報提供を行っていただくとともに、保育士の確保が困難な状況にある管内保育園等に対し、保育士・保育園支援センターやハローワークへ求人登録を行うよう、働きかけを行っていただきたい。

## 5. 保育所保育指針の改定について

(関連資料18参照)

保育所保育指針は、保育園における保育の理念や保育内容・方法等を体系的に示すものとして、昭和40年8月に策定されて以降、3回の改定が行われており、直近の平成20年改定においては、規範性を有する指針としての位置づけを明確にするため、大臣告示として定められている。

今回の改定に当たっては、前回平成20年の改定時から現在に至るまでの社会情勢の変化等を踏まえ、平成27年12月から社会保障審議会児童部会に設置された「保育専門委員会」（委員長：汐見稔幸白梅学園大学学長）において、検討を行ってきたところである。

平成28年12月21日の同委員会において議論が取りまとめられ、「改定の方向性」として、

- ①乳児・3歳未満児保育の記載の充実
- ②幼児教育の積極的な位置付け
- ③健康及び安全の記載の見直し
- ④「子育て支援」の章の新設
- ⑤職員の資質・専門性の向上

といった内容が示されたことから、これらを踏まえ、今年度中に大臣告示の改正を行い、1年間の周知期間において、平成30年度から適用する予定であるのでご承知おきいただきたい。

(参考) 保育所保育指針の改定に関する議論のとりまとめ

(平成28年12月21日社会保障審議会児童部会保育専門委員会)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000146738.html>

## 6. 放課後児童対策について

### (1) 「放課後子ども総合プラン」の推進について

放課後児童クラブの実施状況について、毎年5月1日現在の状況を取りまとめているところであるが、平成28年においては、クラブ数、登録児童数ともに増加し、過去最高値となった一方で、利用できなかった児童（待機児童）数も262人増え、17,203人（うち小学1年生～3年生9,957人、小学4年生～6年生7,246人）となったところである。

- |   |
|---|
| 1. 放課後児童クラブ数：前年比1,011か所増加<br>22,608か所（27年） → 23,619か所（28年）                |
| 2. 放課後児童クラブの支援の単位数：前年比1,670支援の単位増加<br>26,528支援の単位（27年） → 28,198支援の単位（28年） |
| 3. 登録児童数：前年比68,450人増加<br>1,024,635人（27年） → 1,093,085人（28年）                |
| 4. 利用できなかった児童数：前年比262人増加<br>16,941人（27年） → 17,203人（28年）                   |
| うち、小学1年生～3年生：前年比743人減少<br>10,700人（27年） → 9,957人（28年）                      |
| 小学4年生～6年生：前年比1,013人増加<br>6,233人（27年） → 7,246人（28年）                        |

平成26年7月には、文部科学省と共同で、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども総合プラン」を策定し、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めることとしたところである。（関連資料19、20参照）

#### ① 国全体の目標達成に向けた整備について

「放課後子ども総合プラン」では、国全体の目標として、平成31年度末までに、放課後児童クラブについて、約122万人分の受け皿を整備することを掲げているが、平成28年の実施状況調査結果では、登録児童数が対前年6.8万人増の109.3万人となっている。

これは、「放課後子ども総合プラン」の策定や各市町村における子ども・子育て支援事業計画に基づく取組等により、放課後児童クラブ

の新たな受け皿の整備が着実に進んでいるものと考えられ、引き続き、目標の達成に向け、市町村における子ども・子育て支援事業計画に基づく取組を着実に進めていただきたい。

また、「放課後子ども総合プラン」では、全ての小学校区（約2万か所）で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、1万か所以上で実施することを掲げているが、平成28年の実施状況調査結果では、小学校内で実施する放課後児童クラブのうち、同一小学校内で放課後子供教室を実施し、かつ放課後子供教室の活動プログラムに参加している放課後児童クラブが3,799か所との結果が出たところである。

昨年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においても、「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの約122万人分の受け皿確保を平成30年度末に前倒して実施することのほか、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室を1万か所以上実施することが盛り込まれていることから、今後とも、受け皿整備や「一体型」の取組を進めるため、総合教育会議の活用や関係者が参画する市町村毎または学校区毎の協議会の設置などにより、学校施設の徹底活用を進めていただきたい。

## ② 「一体型」の留意事項

一体型の放課後児童クラブと放課後子供教室は、同一の小学校内等で両事業を実施することで、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するとともに、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加でき、多様な体験活動や地域のボランティア及び異年齢児との交流が図られるというメリットがあることから、積極的な取組をお願いします。

一体型として実施する場合でも、両事業の機能を維持しながら、取り組んでいただく必要があり、特に放課後児童クラブについては、児童が安心して生活できる場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要である。また、放課後児童クラブのニーズがあるにも関わらず、児童が安心して生活できる場としての放課後児童クラブではなく、全ての児童に一律の居場所を提供する、いわゆる「一体化」の取組は、市町村が条例で定める基準を満たしておらず、本来ならば、放課後児童クラブにおいて対象となる児童に確保されるべき、日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得し、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる環境が確保されない恐れもあることから、十分ご留意いただきたい。

## (2) 放課後児童クラブ関係・平成29年度予算案の概要

平成29年度予算案については、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）を踏まえ、「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブの約122万人分の受け皿確保を平成30年度末に前倒して実施するため、施設整備費の補助率嵩上げを継続するとともに、運営費補助基準額の増額を行うほか、放課後児童支援員等の人材確保対策などを推進することとしている。（関連資料21参照）

### ① ソフト面（運営費）について

平成29年度予算案においては、受入児童数の更なる拡大を促すため、

ア 受入児童数の拡大 [約3.9万人増]

1,138,801人（平成28年度）→1,177,959人（平成29年度）

イ 市町村への支援策の充実

- 放課後児童クラブの運営実態を踏まえ、クラブ職員の人件費を見直し、運営費補助基準額の増額
- 放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善を図るための補助の創設
- 夏休み等、長期休暇期間中に放課後児童クラブの利用を希望する子どもの受入れを支援するための補助の実施
- 民家・アパート等を借りて実施している放課後児童クラブの安全性を確保するための既存施設の改修・備品購入や、より安全な建物へ移転する場合に必要な費用に対する補助の実施
- 障害児5人以上の受入要件を、3人以上の場合に拡充するとともに、医療的ケア児に対する支援に必要な職員配置等に要する経費に対する補助の実施

といった内容を予定している。

特に、放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善については、

- i) 放課後児童支援員（経過措置対象者を含む。以下同じ。）を対象に年額12.4万円（月額約1万円）、
- ii) 経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を修了した者を対象に i と合わせて年額24.8万円（月額約2万円）、
- iii) 経験年数が概ね10年以上の事業所長（マネジメント）的立場にある放課後児童支援員を対象に ii と合わせて年額37.2万円（月額約3万円）、

を補助基準額として賃金改善に要する費用を補助することとしており、放課後児童支援員の一層の処遇改善を図るため、積極的な事業実施をご検討いただきたい。



なお、現行の放課後児童支援員等処遇改善等事業は、「小1の壁」の打破及び放課後児童クラブの質の向上を図るため、平成29年度予算案においても必要な経費を計上している。上記の「放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善を図るための補助」と併用可能とする予定であるため、引き続き、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。

(関連資料22参照)

## ② ハード面（整備費）について

平成29年度予算案の内容としては、

ア 昨今の資材費及び労務費の上昇傾向等を踏まえた国庫補助基準額の引上げ

○ 放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合 49,928千円→51,426千円

○ 上記以外の場合 24,964千円→25,713千円

イ 平成28年度に引き続き、放課後児童クラブや保育所等の待機児童が発生している、又は待機児童解消加速化プランに参加している場合は、補助率の嵩上げを実施

○ 公立の場合の国庫補助率 1 / 3 → 2 / 3

○ 私立の場合の国庫補助率 2 / 9 → 1 / 2

を予定している。

## ③ 研修事業について

研修事業については、放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修を実施するために必要な経費の補助、及び放課後児童支援員等の質の向上のための現任研修を実施するために必要な経費の補助を引き続き計上している。

都道府県認定資格研修については、放課後児童クラブの設備運営基準において、平成31年度末までに当該研修を修了することを予定している者についても放課後児童支援員の資格を満たしているものと取り扱う経過措置を設けているところであるが、平成28年5月現在で、放課後児童支援員のうち当該研修を受講した者の割合は、19.3%であった。都道府県におかれては、経過措置期間中にすべての放課後児童支援員が受講できるよう、計画的な研修の実施に特段のご配慮をいただきたい。

放課後児童支援員等資質向上研修事業については、平成27年3月にとりまとめられた「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理－放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ－」に

において、「放課後児童支援員等の資質の向上を図るためには、個々の職員の経験年数や保有資格、スキルに応じて、(略)計画的に育成していくシステムを構築していくことが必要」とされている。また、平成29年度予算案において実施する経験等に応じた処遇改善のうち、経験年数が概ね5年以上の放課後児童支援員に対する支援については、一定の研修を修了した者を対象とすることを想定しているため、地域における現任研修に積極的に取り組んでいただきたい。

## 7. 児童虐待防止対策の強化について

### (1) 平成29年度予算案における児童虐待防止対策関係事業について (関連資料23参照)

平成29年度予算案においては、「児童虐待防止対策強化プロジェクト」(注)、「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第63号。以下「改正法」という。)等に基づき、全ての子どもが健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで切れ目のない総合的な対策を講じることとしている。

具体的には、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応するために、地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチ支援を積極的に行うとともに、児童虐待が発生した場合には、子どもの安全を確保するための初期対応が確実かつ迅速に図られるよう、児童相談所及び市町村の体制の強化や専門性の向上、要保護児童対策地域協議会の機能強化等を行い、児童虐待防止及び早期発見・早期対応に向けた取組のより一層の強化を図り、都道府県及び市町村への支援の充実を図ることとしている。

(注) 子どもの貧困対策会議(平成27年12月21日)で決定された「すくすくサポート・プロジェクト」(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト)の1つ。

#### ① 児童相談所の体制強化等

児童相談所の体制を一層強化するため、平成29年度予算案において、以下の予算を盛り込んでおり、これを積極的に活用し、児童虐待対応等の迅速な対応に努められたい。

- 児童相談所が日常的に法律に関する専門的な相談支援を受けられる体制を強化するため、児童相談所への弁護士の配置に係る費用の充実を図る。
- 改正法により新たに義務付けられた研修等(以下「義務研修等」という。)を実施するため、研修メニューの組み替えを行い、義務研修等ごとに研修メニューを設けるなど研修費用の充実を図る。また、義務研修等を円滑に行うため、研修等対象者の把握、講師の依頼、場所の確保、名簿管理等、研修手続全般を担う研修専任コーディネーターを配置するための補助を創設する。
- 虐待の再発防止のため、措置中及び措置解除時に保護者に対する助言やカウンセリングを行うための保護者指導支援員の配置等に係る費用の充実を図る。
- 一時保護所において、保護・支援を受ける子どもの立場に立った、

質の確保及び向上を図るための第三者評価を受審する費用に係る補助を創設する。

また、児童相談所全国共通ダイヤル「189」については、携帯電話等からの発信について、平成29年度中にコールセンター方式を導入し、音声ガイダンスに代わりオペレーターが対応する仕組みを構築する予定としているので、ご承知おき願いたい。

## ② 市町村の体制強化等

児童相談所が相談対応を行った子どものうち9割強は、在宅支援となっているが、その後に親子の状況が変化し、重篤な事例が生じる場合がある。このため、市町村が、身近な場所で、子ども・保護者に寄り添った支援を行えるよう、市町村を中心とした在宅支援を強化する必要があること等から、平成29年度予算案において、以下の内容を盛り込んでおり、これらを積極的に活用し、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に努められたい。

- 改正法において、市町村が、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めることとされたことを踏まえ、その運営に要する費用（人件費等）に係る補助の創設及び既存の施設の修繕等に要する費用を補助する。
- 市町村が児童相談所からの指導措置の委託など、在宅での子どもの支援が適切に行われるよう、市町村にスーパーバイザーを配置するための補助を創設する。
- 要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職が義務研修等を受講する間の代替職員の配置や支援内容のアドバイス等を行う虐待対応強化支援員（仮称）等を配置するための補助を創設する。
- 中核市及び特別区における児童相談所の設置準備に伴い、増加する業務に対応するための補助職員や児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置に要する費用について補助を創設する。
- 公的な支援につながない子どものいる家庭や、妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭について、養育支援訪問事業の対象として明確化するとともに、市町村が民間団体に委託して事業を行う場合の運営に必要となる事務費に係る補助を創設する。

## （2）児童相談所及び市町村の体制整備について

### ① 児童福祉業務の従事者の資質向上の方策について

（関連資料24参照）

## ア 義務化された研修のカリキュラム等について

平成29年4月から改正法により義務付けられた児童福祉司任用前講習会、児童福祉司任用後研修、児童福祉司スーパーバイザー研修、要保護児童対策調整機関の専門職研修（以下「児童福祉司等の研修等」という。）の内容や実施体制等について「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」において検討を行い、児童福祉司等の研修等の到達目標やカリキュラム等を策定したところである。これを踏まえ、より具体的な実施方法等の詳細（実施主体、対象者、講師要件、研修の修了評価等）について整理した「児童福祉司等及び要保護児童対策調整機関の調整担当者の研修等の実施について」（雇用均等・児童家庭局長通知）を近日中に発出する予定であるが、特に留意していただきたい点としては、

- ・ 実施主体は、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市であるが、児童福祉司等の研修等を適切に実施できると認める団体等への一部委託も可能である。（ただし、研修の修了証の交付の事務を除く。）
- ・ 定められた時間数やカリキュラムは、必要最低限のものであり、都道府県等が創意工夫を行い、それ以上の実施に努めることが望ましい。
- ・ 対象者は、児童福祉司等の研修等ごとに法律等で定められているが、法律で定められた者以外の者が受講することも差し支えなく、特に児童福祉司任用前講習会については、児童福祉司としての業務の遂行に当たり必要な知識に関する内容が多く含まれているため、積極的に受講していただくことが望ましい。
- ・ 修了時には、受講者はレポートの作成・提出が必要であり、都道府県等はレポートの提出を条件に修了証を交付することとする。

等があり、こうした留意点を踏まえ、児童福祉司等児童福祉業務従事者の人材育成及び児童福祉司等の研修等の実施体制の確保等を進めていただくようお願いする。

## イ 児童福祉司スーパーバイザー研修の実施について

改正法により、児童福祉司スーパーバイザー研修も義務化されたところであるが、研修受講者の利便性向上や受講者数の拡大を図るため、「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」での議論も踏まえ、平成29年度からは、「子どもの虹情報研修センタ

一」(横浜市)に加え西日本エリアにおいても実施する予定としており、その研修実施機関の選定や実施方法等について今後検討し、決まり次第お知らせするので、ご承知おき願いたい。

## ② 児童虐待対応に係る児童相談所と市町村の共通アセスメントツールについて(関連資料25参照)

児童虐待対応に係る児童相談所と市町村の共通アセスメントツールについては、児童相談所と市町村の間で、ケース対応に関する共通理解や円滑な情報共有を図り、役割分担を行う際の指標となるよう検討を進めているが、先般、「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」及び「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」においても検討いただいたところ、児童相談所や市町村職員等様々な立場から、評価項目の精査が必要ではないか、単なるチェックリストにならないようにするべきではないか、支援ベースのアセスメントも必要であり、慎重に議論するべきではないか等のご意見をいただいたところである。

こうしたご意見を踏まえ、近日中に第一段階として、虐待リスク情報の把握と評価を中心に運用上の考え方や留意点等について盛り込んだ共通アセスメントツールの通知を発出する予定で現在作業を進めているところであり、当初お示ししていた年内の予定より遅れ、ご迷惑をおかけしているが、ご了承願いたい。

なお、アセスメントの精度をより一層高めるためには、虐待リスク情報の把握と評価だけではなく、子どもや保護者のニーズ、意欲及び能力等も含めた評価を行う必要があるため、こうした点を盛り込んだ共通アセスメントツールについて、第二段階として来年度以降、検討する予定としている。

## (3) 児童相談所の体制整備について

### ① 児童相談所強化プランについて(関連資料26参照)

児童相談所における児童虐待相談対応件数の増加等の深刻な状況を踏まえ、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」(平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定)に基づき、児童福祉司等の専門職の配置の充実や資質の向上を図るなど、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため平成28年4月に「児童相談所強化プラン」を策定した。

本プランは、平成28年度から平成31年度までの4年間で児童福祉司等の専門職を1,120人増員することを目指しており、平成28年度の地

方交付税として、標準団体（人口170万人）当たり（細目）児童福祉費（細節）児童相談所費として67人（児童福祉司39人含む。）の職員が措置されている。

さらに、平成29年度においても、児童相談所の更なる体制強化のため、人員増に係る地方交付税要望を行っているところである。

これを踏まえ、児童虐待等が発生した場合の子どもの安全確保等を迅速に行えるよう、各都道府県、指定都市、児童相談所設置市におかれては、引き続き児童相談所の体制強化に努めていただくようお願いする。

#### （４）市町村の体制整備について

##### ① 中核市・特別区における児童相談所の設置について

（関連資料27参照）

児童相談所の設置については、平成16年児童福祉法等の改正において、都道府県・指定都市に加え、児童相談所の設置を希望する市についても政令による指定を受けることで児童相談所を設置することができることとされたが、現在児童相談所を設置している指定都市以外の市は横須賀市、金沢市の2市に止まっている。

しかしながら、児童虐待相談対応件数は増加の一途をたどり、複雑・困難なケースも増加するなど、特に都市部において児童相談所を中心にきめ細かな対応が求められていることから、改正法において、児童相談所の設置を希望する特別区についても児童相談所を設置できるよう、児童相談所設置自治体の拡大が図られたところである。

さらに、改正法の附則において「政府は、この法律の施行後5年を目途として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項の中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。

このため、児童相談所に係る国の財政支援策としては、既存の保護者指導、夜間・休日の相談業務、子どもの安全確認を行う補助職員及び非常勤弁護士の配置に要する費用の補助に加え、平成29年度予算案において、中核市及び特別区が児童相談所の設置に向けた準備に伴い、増加する業務に対応するための補助職員や、児童相談所の業務を学ぶための研修に職員を派遣する間の代替職員の配置に要する費用を新たに計上している。

また、制度・運用面の支援策としては、児童相談所の設置を円滑に行えるよう、設置準備から開設までの流れを網羅的に把握できるよう

必要な整理事項をまとめた児童相談所設置のためのマニュアルを、平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業により、(福)恩賜財団母子愛育会愛育研究所において作成しているところであり、今年度中に作成される予定であるので、設置に向けての検討を進めるために必要な参考資料として活用いただきたい。

さらに、特別区において、児童福祉司たる資格の取得を支援する観点から、児童福祉法第13条第2項第2号に規定する「厚生労働省令で定める施設」に、子育て支援担当部局を含めるなど、対象施設の拡大に向けた検討を行っている。

なお、児童相談所の設置に向けては、人材の確保・育成や一時保護所の整備等について課題があると考えられるが、課題の解決には、すでに児童相談所を設置している自治体の協力が必要不可欠であるため、都道府県・指定都市・児童相談所設置市におかれては、児童相談所の設置を検討している中核市及び特別区から相談があった場合には、必要な情報の提供等、ご協力をお願いしたい。

## ② 「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置等について

(関連資料28参照)

改正法において、基礎的な地方公共団体である市区町村は、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化されたことを踏まえ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点(市区町村子ども家庭総合支援拠点。以下「支援拠点」という。)について、「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」において、拠点機能のあり方、推進方策について検討を行ってきたところである。今般、「市区町村子ども家庭総合支援拠点運営指針(案)」がとりまとめられ、本運営指針(案)に基づき、関連資料28のとおり、設置運営要綱(案)を定めることとしているので、これを参考に、支援拠点の体制整備に努めていただくようお願いする。

設置運営要綱(案)の内容に関して、特に留意していただきたい点としては、以下のとおりである。

- ・ 小規模や児童人口が少ない市区町村においては、複数の地方自治体が共同で設置することも可能であること
- ・ 支援拠点は、管内に所在するすべての子どもとその家庭(里親



及び養子縁組を含む。)及び妊産婦等を対象とし、子ども家庭支援全般に係る業務(実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整)を行うこと

- ・ さらに、今般の改正法の趣旨を踏まえ、要支援児童若しくは要保護児童及びその家庭又は特定妊婦等を対象とした支援業務について強化を図るため、危機判断とその対応(情報源からの聞き取り、安全確認、危機判断、危機対応)及び支援(調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、都道府県(児童相談所)による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導)を行うこと
- ・ 支援拠点と児童相談所は個々のケースの状況等により、役割分担・連携を図りつつ、常に共同して支援を行うこと。
- ・ 支援拠点は、多くの関係機関の役割や責務を明確にし、関係機関相互の円滑な連携・協力を図り、具体的な支援に結び付けていく役割も担っているため、「要保護児童対策調整機関」を担うことが求められること
- ・ 支援拠点は、特定妊婦等を対象とした相談支援等を行う役割も担っているため、子育て支援施策と母子保健施策との連携、調整を図り、より効果的な支援につなげるために、同一の主担当機関が支援拠点と子育て世代包括支援センターの2つの機能を担い、一体的に支援を実施することが求められること
- ・ 人員配置について最低基準を定めるが、今般の改正法の趣旨を踏まえ、市区町村の虐待対応担当窓口の一層の強化を図り、現行の水準を下回ることがないように努めること

また、平成29年度予算案における財政支援策としては、

ア ソフト面(運営費)

直営で行う場合と一部業務を委託して行う場合に分けて、1支援拠点を単位として、児童人口規模に応じて設定した5類型の区分に基づき、人件費を含む運営費の補助の創設(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

イ ハード面(整備費)

既存の施設の修繕等に要する費用の補助(次世代育成支援対策施設整備交付金)

を予定していることから、積極的な活用をお願いしたい。

以上を踏まえ、子どもやその保護者にとって最も身近な場所である市区町村における福祉に関する支援等を行う体制強化に努めていただくようお願いする。

なお、改正法において、市町村への事案送致が新設され、市町村に

おける相談対応件数が大幅に増加することが想定されることから、市町村の更なる体制強化のため、人員増に係る地方交付税要望を行っているところである。

現在、総務省と協議を行っており、結果については分かり次第お知らせする。

### ③ 養育支援訪問事業について

予期しない妊娠等妊娠期からの継続的な支援を必要とする家庭や、不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやリスクを抱え、特に支援が必要な家庭については、市町村における養育支援訪問事業等により、相談・支援を実施しているところであるが、様々な事情により地域社会から孤立しがちな子育て家庭等に対して、より積極的な支援を実施できるよう、支援対象について、

- ・ 妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭
- ・ 公的な支援につながない子どものいる家庭

を明確化することを予定している。

これにより、母子保健法に基づく健康診査の対象となっていない年齢の乳幼児がいる家庭、3歳～5歳までの間で保育所等に通っていない子どものいる家庭等についても、養育支援訪問事業の補助対象となるため、支援が届きにくい子育て家庭等への事業の積極的な活用をお願いします。

また、市町村が民間団体に事業を委託して実施する場合、運営に必要な事務費の補助の創設を行うこととしているため、訪問者の確保ができず事業の実施を断念していた市町村等においては、民間団体を活用するなど、積極的に事業に取り組んでいただきたい。

例えば、現在、一部の市町村や民間団体において実施している、いわゆる「ホームスタート（注）事業」等の独自の取組などは、今回の支援対象の明確化に伴う家庭への支援に取り組んでいると想定されるため、積極的に活用されたい。

なお、現在、養育支援訪問事業を実施している市町村においても、さらに専門性を強化するため、地域における子育て支援のノウハウを持った民間団体を活用するなど、さらなる事業の推進に努めていただきたい。

（注）ホームスタートとは、研修を受けた子育て経験者が、6歳未満の子どもがいる家庭に、週に1回、2時間程度訪問し、「傾聴（親の気持ちを受け止めて話を聞くこと）」と「協働（親と一緒に家事や育児、外出などをする。）」を行う家庭訪問型の子育て支援。（<http://www.homestartjapan.org/about/>）

#### ④ 要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進等について

（関連資料29参照）

改正法により新設された児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10の5の規定（要支援児童等に日頃から接する機会が多い、病院、診療所、児童福祉施設、学校等が要支援児童等と思われる者を把握した場合には、当該者の情報を現在地の市町村に提供するよう努めなければならないこと）が、平成28年10月1日に施行され、同12月16日には、「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」（雇用均等・児童家庭局総務課長・母子保健課長連名通知）を发出し、保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進をお願いしたところである。

本課長通知における主な留意点としては、

- ・ 今般の改正法により法律に規定されたため、関係機関が要支援児童等に関する知り得た情報を市町村に提供することは、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に規定する「法令に基づく場合」に該当し、例外的に、本人の同意を得ないで情報を提供しても個人情報保護法違反にならないこと
  - ・ 地方公共団体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用又は提供禁止の例外規定として、「法令に定めがあるとき」等が定められていることが一般的であり、児童福祉法に基づく情報提供は「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例にこのような例外規定がある場合には条例違反とはならないこと
  - ・ 当該情報提供は、児童福祉法の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法の秘密漏示罪や守秘義務に関する法律の規定に抵触するものではないこと、
- などが挙げられ、さらに施設対象ごとに市町村への情報提供時の留意事項をまとめている。

例えば、病院、診療所においては、①別表を参考に、特定妊婦を含む要支援児童等と判断した場合は、居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。②対象となる者の同意を得て市町村に情報提供を行った病院、診療所は、診療情報提供料として診療報酬上の算定が可能であること。③市町村との連絡等の窓口となる部署や担当者を事前に決めておくことが望ましいこと。

児童福祉施設等においては、①別表を参考に、要支援児童等と判断した場合は、居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。②協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。

学校等においては、①別表を参考に、要支援児童等と判断した場合は、居住する市町村に相談し、情報提供を行うこと。②協議会との関係を深めるなど連携体制の構築に取り組むこと。個別ケース検討会議には、積極的に参加し、関わりをもつこと。③私立園及び私立学校において協議会に参画していない場合には、積極的に参画し関係機関との連携・協力を図り、子ども虐待の防止等に関する市町村の施策への協力が望ましい等を通知したところである。

これまで、本人の同意がネックとなり、なかなか情報提供ができなかった関係機関に対して、改めて同意の有無に関わらず、情報提供が可能である根拠や背景を丁寧に説明していただき、円滑な運用に努めていただくようお願いしたい。また、関係機関との協力・連携には双方の理解と信頼が重要であり、引き続き、関係機関を含めた個別ケース検討会議の積極的な開催や市町村の支援結果を関係機関に報告することなど、市町村の役割を関係機関に示し、支援の必要性と理解が深まる関わりや機会づくりを日頃から意識的に取り組むよう努めていただきたい。

また、今回、新たに養支援児童の様子や状況例の目安を提示した。

特に学校など教育機関においては、家庭の詳細な状況が把握できない場合、虐待に関するリスクアセスメントの不十分さと初期対応の遅れが生じることもあるため、今回の情報提供の取組を通じて、担当教諭等の個人の判断だけではなく組織的に対応する体制を整えるとともに、要保護児童対策地域協議会への積極的な参画などを促し、教育機関における児童虐待に関する知識及び認識の向上に取り組んでいただくよう、教育委員会への働きかけをお願いしたい。

都道府県、市町村においては、情報提供に当たっての留意事項等を関係機関に改めて周知し、関係機関からの情報を基に、早い段階から市町村の支援につなげられるようお願いしたい。

また、改正法による改正後の児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第13条の4においては、地方公共団体の機関に加え、児童の医療、福祉又は教育に係る民間機関や子どもの医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者も、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、これを提供することができるものとされた。この場合の情報等の提供と、個人情報保護・守秘義務との関係については、上記と同様の考え方であ

り、その旨を同日に通知したところである。

(参照URL) 児童虐待に関する法令・指針等一覧

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/dv/hourei.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/hourei.html)

## 8. 社会的養護の推進について

### (1) 平成29年度予算案における社会的養護の推進関係事業等について (関連資料30～35参照)

虐待を受けた子どもなど、社会的養護を必要な子どもについては、温かく安定した家庭の中で養育することが重要である。

また、個々の子どもの状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結び付けることが必要である。

このため、平成28年の通常国会で成立した改正児童福祉法においては、

- ① 家庭における養育が困難又は適当でない場合には、まずは養子縁組や里親、ファミリーホームへの委託を優先し、それが適当でない場合には、できる限り児童養護施設等において小規模なケア単位で養育されるよう必要な措置を講ずることとし、
- ② 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援を位置付けている。

- ③ また、大学等に通っている学生について、22歳の年度末までの間、引き続き自立援助ホームに入居し続けることができることとした。

これらを踏まえ、児童相談所強化プランに基づき、児童福祉司等の専門職配置の充実や資質の向上など児童相談所の体制強化を図るとともに、平成29年度予算案においては、改正法の内容の実現を図るための予算を計上することとし、

- ① 養子縁組や里親、ファミリーホームなど家庭養護を推進するため、里親等への一貫した支援や養子縁組に関する相談・支援を行う里親支援事業（仮称）を新たに創設
  - ② 児童養護施設等の小規模化や地域分散化を推進するため、施設整備費の確保、小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設の箇所数増
  - ③ 個々の子どもの状況に応じた自立支援の充実を図るため、
    - ア 自立援助ホームについては、法改正により新たに追加された22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者に対する支援として、児童自立生活援助事業（仮称）を創設、
    - イ 予算補助事業として、大学等に就学していない自立援助ホームの入所者や児童養護施設等の入所児童等についても同様に18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も原則22歳の年度末まで引き続き必要な支援として、社会的養護自立支援事業（仮称）を創設、
- ※ 従来の「退所児童等アフターケア事業」及び「身元保証人確保対策事業」

は、本事業に編入しており、このうち「身元保証人確保対策事業」については、大学等進学の際の身元保証を追加するとともに、申請期限について、措置解除等の後1年以内から2年以内に延伸を図っている。

ウ 自立援助ホームに入居している障害等を有しているために就労や就学が困難な児童や18歳到達により児童養護施設等に入所できない高校生であって収入がない場合に、「一般生活費」の増額（児童養護施設と同額）、

エ 自立援助ホーム入居者が大学等への進学に伴い退所した場合に「大学進学等自立生活支度費」を支給、

④ さらに、特定妊婦等への支援の強化を図るため、母子生活支援施設や産科医療機関等において、特定妊婦や飛び込み出産に対する支援をモデル的に実施し、成果や課題を検証し、具体的な仕組みの検討に活用するため産前・産後母子支援事業（仮称）を創設、

等に必要な予算として、約1,448億円を計上したところであるので、都道府県等におかれては、積極的な実施をお願いする。

さらに、改正児童福祉法の円滑な施行を行うとともに、改正法案の提出までに結論が出なかった子どもや家庭を巡る諸課題について、スピード感をもって検討する必要があることから、現在4つの検討会、ワーキンググループを開催している。

このうち、新たな社会的養育の在り方に関する検討会においては、「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）を全面的に見直すことにより、新たな社会的な養育の在り方を示すこととしており、具体的には、

- ① 改正児童福祉法等の進捗状況を把握するとともに、「新たな子ども家庭福祉」の実現に向けた制度改革全体を鳥瞰
- ② 改正児童福祉法を踏まえた社会的養育の考え方、家庭養護と家庭的養護の用語の整理・定義の明確化
- ③ ②を踏まえた地域分散化も含めた施設機能の在るべき姿
- ④ 里親、養子縁組の推進や、在宅養育支援の在り方、これらを踏まえた社会的養育体系の再編
- ⑤ ②～④を踏まえた都道府県推進計画への反映の在り方
- ⑥ 児童福祉法の対象年齢を超えて、自立支援が必要と見込まれる18歳以上（年齢延長の場合は20歳）の者に対する支援の在り方

を含め、社会的養育のあるべき姿を検討している。

本検討会において一定のとりまとめが得られた後には、その内容について、各自治体に策定していただいた都道府県推進計画に反映していただくことが予定されるため、その際には、対応をお願いする。

また、児童福祉法第31条に基づき満20歳まで措置延長が可能であることから、従来より「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」

(平成23年12月28日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) でお示ししているとおり、自立生活に必要な力が身についていない状態で措置解除することのないよう、措置延長を積極的に活用することや、中学校卒業後就職する子どもや高等学校等を中途退学する子どもについて、就職や退学を理由として安易に措置解除することなく、継続的な支援を行う必要性の有無により判断するなど、個々の子どもの状況を踏まえ、適切な措置延長の実施をお願いします。

なお、義務教育を終了した子ども等への支援に関し、施設を退所して就職する子ども等に、共同生活を行う住居を提供して生活指導などを行う自立援助ホームについては、今般の改正児童福祉法において対象拡大を図るなど、自立支援において重要な役割を担っているが、今だ未設置の自治体もあることから、積極的な取組をお願いします。

## (2) 民間児童養護施設職員等の処遇改善について

(関連資料36参照)

現在、児童養護施設に入所している子どものうち約6割が虐待を受けた経験を有しており、また、約3割が障害を有しているなど対応が難しい子どもが多くなっている。これまで以上に夜間を含め、一人ひとりの子どもへの対応が必要であり、このための人材を確保するため、児童養護施設等の職員の処遇改善を図っていくことは重要である。

これまで、平成27年度予算において、社会的養護における「社会保障の充実」分として、民間児童養護施設等の職員給与について平均3%の改善を行ったところである。

平成29年度予算案においては、民間の児童養護施設職員等の業務の困難さに応え、人材確保と育成を図るため、

- ① 一律2%相当の処遇改善を行った上で、更に
- ② 虐待や障害等のある子どもへの夜間を含む業務内容を評価した月額5千円の上乗せ、
- ③ キャリアアップの仕組みを構築し、職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善を実施することとしている。

### <③の処遇改善の内容>

1) 一定の研修を修了した各々の職務分野でのリーダー的業務内容を担う職員に対しては、

ア 小規模グループケアリーダー等に対して月額1万5千円の上乗せ(②と合わせ2万円)



- イ 家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員等に対して、月額5千円の上乗せ（②と合わせ1万円）
- 2）一定の研修を修了した複数の小規模グループケアを監督する職員（ユニットリーダー）に対して月額3万5千円の上乗せ（②と合わせ4万円）
- 3）一定の研修を修了した支援部門を統括する職員（主任児童指導員、主任保育士）に対して、月額5千円の上乗せ（②と合わせ1万円）

また、上記と併せて里親手当・専門里親手当の改善（月額1万4千円の増額）も行うこととしている。

なお、上記処遇改善の対象となる研修等具体的な内容については、追ってご連絡する。

### （3）民間あっせん機関による養子縁組あっせんに係る児童の保護等に関する法律について

（関連資料37～39参照）

保護者のない子どもや、虐待を受けた子どもなど、社会的養護が必要な子どもに対し、温かく安定した家庭の中での養育を確保する上で、養子縁組あっせん事業が果たす役割は重要である。

このため、第192回国会（臨時会）において、議員立法として提出された民間あっせん機関による養子縁組あっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）が、平成28年12月9日に成立した。同法では、養子縁組あっせん事業を行う者について許可制度とし、その業務の適正な運営を確保するための措置を講じようとするものであり、施行日は公布の日から2年以内に政令で定める日とされている。

金品による優先的なあっせんや、実親への不十分な意思確認など、養子縁組あっせん事業を行う者の対応が不適切な事案も生じており、社会福祉法や児童福祉法、関係通知に基づき、同事業の適正かつ円滑な運営が図られるよう、引き続き、取り組んでいただくようお願いしたい。

## 9. ひとり親家庭等自立支援施策について

(関連資料40～44参照)

経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、昭和63年から平成23年の25年間で母子世帯は1.5倍、父子世帯は1.3倍となっている。また、母子世帯の80.6%が就業しているが、そのうち47.4%はパート、アルバイト等の不安定な就労形態にあり、母子世帯の平均年間就労収入（母自身の就労収入）は181万円、平均年間収入（母自身の収入）は223万円と低い水準にある。

こうしたひとり親家庭等の自立に向けては、

- ・ 支援が必要な方に行政のサービスが十分に行き届いていない
- ・ 複数の困難な事情を抱えている方が多く、一人一人に寄り添った支援が必要
- ・ ひとりで過ごす時間が多い子供達に対し、学習支援も含めた温かい支援が必要
- ・ 安定した就労による自立の実現が必要

といった課題がある。

このため、平成27年12月に決定された「すくすくサポート・プロジェクト」においては、就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援など総合的な支援施策の充実を図ったところである。

ひとり親家庭の自立を支援するため、同プロジェクトに基づく支援施策を着実に進めることが重要であり、平成29年度予算案においては、相談窓口のワンストップ化の推進、子どもの学習支援、居場所づくり、親の資格取得支援、養育費確保支援などの支援策を着実に実施するために必要な予算を確保している。

また、自立支援教育訓練給付を充実し、雇用保険の受給資格があり、一般教育訓練給付の支給を受けるひとり親に対して、教育訓練講座の受講費用の6割（上限20万円）と一般教育訓練給付による給付額との差額を支給することとしている。

各自治体におかれては、ひとり親家庭の生活実態や支援ニーズを踏まえ、支援策の積極的な取組をお願いする。

## 10. 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援について

### (1) 不妊治療への助成等について（関連資料45、46参照）

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の体外受精及び顕微授精に要する費用の一部を助成している。

平成29年度予算案では、初回の助成額の増額及び男性不妊治療への助成を継続することとしている。

不妊専門相談センターについては、平成31年度までに全都道府県・指定都市・中核市に配置して相談機能を強化することとしている。

このため、平成29年度予算案において、当該目標の達成に向けて必要な箇所数の増を計上するとともに、同センターの相談受付時間の延長等に要する費用を計上したところである。

センター未設置の指定都市・中核市におかれては、設置に向けた積極的な検討をお願いしたい。

また、既に設置している都道府県等におかれては、相談窓口の利便性の向上や相談機能の強化について、積極的な取組をお願いしたい。

### (2) 子育て世代包括支援センターの全国展開について

（関連資料46参照）

子育て世代包括支援センターでは、地域のつながりの希薄化等により、妊産婦等の孤立感や負担感が高まっている中、妊娠期から子育て期までの支援を切れ目なく提供するために相談支援等を行うこととしている。

平成28年4月1日時点で296市区町村(720か所)に設置されており、平成32年度末までの全国展開を目指して整備を進めていくこととしている。

子育て世代包括支援センターの全国展開に向けて、母子保健法を改正し、同センターの設置を市町村の努力義務として法的に位置づけたところである（法律上の名称は「母子健康包括支援センター」）。

また、子育て世代包括支援センターの設置促進を図るため、平成29年度予算案において、同センターを立ち上げるための職員雇上げや協議会の開催等に要する経費を新たに計上したところである。

さらに、今年度実施している調査研究において、子育て世代包括支援センターにおける業務についてのガイドラインを策定することとしているため、各自治体におかれては、当ガイドラインを参照の上、地域の実情に応じた積極的な取組をお願いしたい。

### (3) 産前・産後の支援について（関連資料47、48参照）

#### ①妊娠・出産包括支援事業

妊娠・出産包括支援事業のうち、「産前・産後サポート事業」及び「産後ケア事業」については、平成29年度予算案において、各市町村における実施予定等を踏まえ、事業実施箇所数の増など必要な予算を計上したところである。

また、今年度実施している調査研究において、産前・産後サポート事業及び産後ケア事業についてのガイドラインを策定することとしているため、各自治体におかれては、当ガイドラインを参照の上、積極的な取組をお願いしたい。

#### ②産婦健康診査事業

産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後2週間、産後1か月などの出産後間もない時期の産婦に対する健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等）の重要性が指摘されている。

このため、平成29年度予算案において、出産後間もない時期における産婦健康診査2回分にかかる費用を助成する「産婦健康診査事業」について新たに計上したところである。

なお、産婦健康診査事業の実施に当たっては、以下の3点を実施要件としていることに御留意願いたい。

- ・ 産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等を実施すること。
- ・ 産婦健康診査の結果が健診実施機関から市区町村へ速やかに報告されるよう体制を整備すること。
- ・ 産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケア事業を実施すること。

#### ③新生児聴覚検査の体制整備事業

聴覚障害は早期に発見され適切な支援が行われた場合は、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育が図られるよう、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要である。

しかしながら、平成27年度の母子保健課による調査結果によると、公費負担を実施している市区町村は6.8%であり、その取組は十分とはいえない結果となっている。

このため、平成29年度予算案において、都道府県内の新生児聴覚検査

の推進体制を整備し、市区町村の取組を支援するため、都道府県が行う普及啓発や研修会の実施、医療機関や教育機関などの関係機関等による協議会の設置などの費用を新たに計上したところであり、各都道府県におかれては本事業を活用し、管内市区町村における新生児聴覚検査の実施体制の整備に積極的に取り組まれるようお願いしたい。

## 11. 少子化対策・子育て支援等の重要課題に対応するための組織再編について

(関連資料49、50参照)

厚生労働省では、平成29年度中に（施行時期未定）、直面する「働き方改革」、「少子化対策・子育て支援」等の重要課題に対応するため、『雇用環境・均等局』、『子ども家庭局』の設置等の組織再編を行うこととしている。

このうち、『子ども家庭局』では、5課（総務課、子育て支援課、社会的養育・虐待防止対策推進課、保育課、母子保健課）を設置するとともに、所掌事務の見直しを行い、保育・子育て人材や児童相談所等の子育て支援基盤の一体的整備、切れ目のない子育て仕事両立支援の推進、虐待防止対策と連携した社会的養育の総合的な推進体制の強化を図ることとしている。

なお、今回の組織再編により、雇用均等・児童家庭局が所掌する業務は、「働き方改革」を担当する『雇用環境・均等局』の一部と「少子化対策・子育て支援」を担当する『子ども家庭局』にそれぞれ移管することとなるが、これらの課題は、局が同一か否かに関わらず、今後も連携すべき課題であり、引き続き連携の強化が図られるよう努めていくこととしている。

また、再編後の事務分掌や担当者連絡先等の詳細については、再編時期が確定した際に、改めての周知を考えているのでご承知おき願いたい。

※組織再編後の名称はいずれも仮称

( 連 絡 事 項 )





# 1. 児童福祉施設等の運営上の留意事項等について

## (1) 児童福祉施設等の整備について

### ① 次世代育成支援対策施設整備交付金について

(関連資料51、52参照)

児童福祉施設等に係る施設整備事業については、次世代育成支援対策施設整備交付金において財政支援を講じているところである。

平成28年度第二次補正予算においては、一時保護された児童の処遇向上のための環境整備、児童養護施設等における小規模化等や自立のための支援の場の整備、「市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点」の整備、児童養護施設等の耐震化等整備、児童養護施設等の防犯対策の強化を早急に図るため、69.6億円を計上したところである。

なお、補正予算額の一部を平成29年度に繰越しする予定であり、当該補正予算において実施している整備事業については、平成29年度においても実施可能であるが、以下のものについては、補正予算限りの措置であるため、積極的に活用いただき、児童虐待防止対策等の強化について、強力に推進していただくようお願いする。

- 一時保護された児童の処遇向上のための環境整備及び児童養護施設等の耐震化等整備の補助率の嵩上げ (1/2→2/3)
- 児童養護施設等における小規模化等や自立のための支援の場の整備の交付額の嵩上げ (1.35倍)

平成29年度当初予算案においては、65.9億円を計上しており、以下のとおり、その内容等を充実する予定であることから、積極的に活用いただきたい。

- 多様な主体の参入を図るため、社会福祉法人その他の地方公共団体以外の設置者にNPO法人、株式会社等を加える（自立援助ホーム、ファミリーホーム、地域子育て支援拠点事業所及び利用者支援事業所に限る）。
- 平成28年度第二次補正予算において措置した、門、フェンス等の外構の設置・修繕や非常通報装置・防犯カメラの設置等に係る費用の一部を支援する「防犯対策強化整備事業」及び改正児童福祉法（第12条の2）により市町村が整備に努めることとされた、「市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点」を「市区町村子ども家庭総合支援拠点」という名称にして整備メニューに追加する。

また、平成29年度の整備計画における本交付金に係る協議等の手続きについては、追ってお知らせする予定である。

## ② 児童福祉施設等の施設整備にかかる補助単価について

平成29年度における児童福祉施設等の施設整備については、昨今の資材費及び労務費の動向を反映し、3.0%増の補助単価の改定を行う予定（注）であるのでご了知いただくとともに、管内市町村への周知をお願いしたい。

（注）補助単価の改定を予定している施設整備事業

- ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金
- ・ 保育所等整備交付金
- ・ 安心こども基金を活用した保育所緊急整備事業 等
- ・ 子ども・子育て支援整備交付金（内閣府計上）

## ③ 独立行政法人福祉医療機構福祉貸付事業について

独立行政法人福祉医療機構における福祉貸付事業については、今年度実施している事業について、平成29年度も引き続き実施する予定であり、平成28年度末で実施期限を迎える以下の事業についても、平成29年度末まで延長することとしているので、ご了知願いたい。

（実施期限を平成29年度末まで延長する事業）

- 社会福祉施設等の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置
- スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置
- 社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る融資条件の優遇措置
- アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置

## ④ 木材利用の促進及びCLTの活用について

国や地方自治体が整備する公共建築物については、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）に基づき、木材の利用の促進を図ることとされているところである。

また、林業及び木材産業の成長産業化を推進し、地方の持続的な産業の育成と雇用の確保を図り、地方創成を実現すること等を目的に、CLT（Cross Laminated Timber：直交集成板）の公共建築物等への幅広く積極的な活用に向けて、CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議を開催するなど、CLT活用促進のための取組を政府として行っていくこととしている。

このため、児童福祉施設等の整備に当たっては、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより、施設入所者や利用者に精神的な

ゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、「社会福祉施設等における木材の利用の促進及びCLTの活用について」（平成28年7月21日雇児発0721第17号・社援発0721第5号・障発0721第2号・老発0721第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）等に基づき、木材の利用やCLTの積極的な活用について御配慮いただくとともに、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いする。

## ⑤ 社会福祉施設等の防災対策について

### ア 建築基準法に基づく建築物の定期報告制度について

建築基準法においては、一定の建築物、昇降機及び排煙設備等の建築設備について、利用者の安全・安心を確保する観点から、これらの建築物等の所有者・管理者に対し、専門技術を有する資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁（建築主事を置いている地方公共団体）へ報告することを義務づけている（定期報告制度）。

この定期報告制度については、平成28年6月以降国が政令で定める施設が定期報告の対象となり、児童福祉施設等では、以下の施設が報告対象となるので、ご了知いただくとともに、報告先となる地方公共団体の建築部局から、報告対象となる施設の所在地や所有者等に関する情報を求められた場合には、適宜協力いただきたい。また、当該施設の設置者等に対して、建築基準法に基づく定期報告の実施を徹底するよう周知していただきたい。

#### （児童福祉施設等のうち報告対象となる施設）

助産施設、乳児院及び母子保健施設のうち、以下のいずれかに該当するもの（当該用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの）を建築基準法施行令（委任告示を含む）で報告対象として指定。

(ア) 当該用途が3階以上の階にある場合

(イ) 2階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合

(ウ) 当該用途が地階にある場合

なお、施行令で指定していない規模であっても、地方公共団体が上乘せの基準で指定することが可能。報告の頻度は、半年～3年の間で、各地方公共団体が定めることとなっている。

### イ 社会福祉施設の防火対策の取り組み

社会福祉施設の防火対策については、入所者の安全確保の観点から、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和6

2年9月18日社施第107号社会局長、児童家庭局長連名通知)等の趣旨を踏まえ、管内社会福祉施設に対し指導をお願いしているところである。施設の運営上、入所者の安全確保は最重要課題であることを再認識いただき、スプリンクラー及び屋内消火栓設備の整備、夜間防火管理体制の整備など、施設における具体的・効果的な防災対策に万全を期すよう管内社会福祉施設に対する指導の一層の徹底に努められたい。

なお、乳児院については、消防法関係法令の改正により、平成27年4月1日(既存の施設にあっては平成30年4月1日)からスプリンクラー設備の設置及び自動火災報知設備の感知器の作動と連動した火災通報装置の設置が義務づけられたところであり、自動火災報知設備の感知器の作動と連動した火災通報装置設備の整備については、平成28年度から次世代育成支援対策施設整備交付金の対象としているので、本交付金も活用して、整備を推進していただきたい。

#### ウ 社会福祉施設における地震防災対策等について

社会福祉施設における地震防災対策については、「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」(昭和55年1月6日社施第5号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知)により、地震防災応急計画の作成などをお願いしている。

各都道府県等におかれては、引き続き社会福祉施設における地震防災対策の推進について特段の指導をお願いしたい。

また、災害は、火災、水害・土砂災害、地震など多種多様であり、多数の人命、財産が失われることがある。児童福祉施設等は、乳幼児など災害時に特に配慮を要する者が入所(利用)していることから、各種災害に備えた十分な防災対策を期する必要がある。

このため、利用児童等の安全を確保するため、「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」(平成28年9月9日雇児総発0909第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)により、特に留意すべき事項をとりまとめたので、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いするとともに、都道府県、市町村においては、非常災害対策計画の策定状況、避難訓練の実施状況に関し、指導・助言いただき、その結果について点検いただくようお願いする。

なお、非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況については、昨年末時点の状況を調査させていただき予定であるので、御協力をお願いする。

#### エ 児童養護施設等の耐震化の推進について

児童養護施設等の耐震化については、「国土強靱化アクションプラン2015」（平成27年6月16日国土強靱化推進本部決定）において、社会福祉施設の耐震化率を平成30年度までに95%（平成26年10月現在の児童養護施設等の入所施設の耐震化率は87.3%）とすることを目標としていること等も踏まえ、着実に推進していく必要がある。

平成28年度第二次補正予算及び平成29年度当初予算案では、児童養護施設等の耐震化整備を行うために、次世代育成支援対策施設整備交付金において必要な予算を計上したところであり、特に、当該補正予算では補助率の嵩上げをしており、当該措置については、補正予算限りの措置であるため、耐震化が図られていない児童養護施設等については、本交付金を積極的に活用いただき、できるだけ早期に全ての施設で耐震化が図られるよう、計画的な取組の推進をお願いする。

#### オ 土砂災害のおそれのある箇所に立地する児童福祉施設等に係る土砂災害対策における連携の強化について

土砂災害のおそれのある箇所に立地する児童福祉施設等に係る土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する『主として防災上の配慮を要する者が利用する施設』に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成27年8月20日付け27文施企第19号・科発0820第1号・国水砂第44号、文部科学省・厚生労働省・国土交通省連名通知）により、土砂災害対策の一層の推進をお願いしているところである。

当該通知においては、各都道府県民生主管部局の取組として、土砂災害警戒区域内の社会福祉施設等の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下、エにおいて「当該施設」という。）について、

- ・ 砂防部局からの情報提供により、土砂災害のおそれのある箇所に立地していることが明らかとなった当該施設の管理者に対し、適宜、砂防部局からの情報等の提供に努めること
- ・ 土砂災害のおそれのある箇所に立地する当該施設に対して、市区町村の担当部局や地域の防災関係機関、自主防災組織等と連携し、土砂災害を対象とした防災訓練の実施やその支援等を行うことにより、避難体制の強化に努めること
- ・ 関係部局と相互に連携し、新たな当該施設に係る建設計画の関係者等に対して土砂災害のおそれのある箇所に関する情報を提供し、土砂災害に対する安全の確保の観点も加味した計画検

討を促すよう努めること  
などをお願いしているところであり、引き続き砂防部局や市区町村との連携に努めていただくようお願いする。

#### カ 被災施設の早期復旧等

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)の協議について」(平成21年2月13日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期現状回復に努め、施設運営に支障が生じないよう指導の徹底を図りたい。

なお、被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)金」により国庫負担(補助)してきたところであるが、早期復旧の観点や社会福祉施設が地域の重要な防災拠点としての役割及び災害対策基本法に基づく「福祉避難所」に指定されている場合もあることから、平成18年度から一般財源化された公立保育所等についても、引き続き「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の対象となっているので了知願いたい。

### ⑥ 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

#### ア 吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起について

社会福祉施設等における吹付けアスベスト対策については、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査の結果の公表及び今後の対応について」(平成20年9月11日雇児発第0911001号・社援発第0911001号・障発第0911001号・老発第0911001号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知)などにより、従来から適切な対応をお願いしてきたところであるが、先般、総務省行政評価局から、厚生労働省を含む関係省庁に対し、「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の結果に基づく勧告が行われたところである。

当該勧告を踏まえ、「吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起について」(平成28年9月30日雇児発0930第1号・社援発0930第11号・障発0930第1号・老発0930第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知)により、吹付けアスベスト等の使用実

態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起について、社会福祉施設等の管理者等に周知するとともに、適切な対処について指導方をお願いする。

イ 社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査の実施について

「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査の実施について」（平成28年9月30日雇児発0930第2号・社援発0930第12号・障発0930第2号・老発0930第13号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）により、アスベスト使用実態調査をお願いしているところであるが、総務省行政評価局からの勧告を受け、これまでの調査内容から、調査対象建築物等や調査対象建材を見直し、改めて全ての調査対象施設に対し調査を実施することとしているので、御協力をお願いする。

また、児童福祉施設等の吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、次世代育成支援対策施設整備交付金（民間保育所等については保育所等整備交付金）の交付対象となっていることから、これらの制度等を積極的に活用し、吹付けアスベスト等の除去等の早期処理に努めるよう指導をお願いする。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第5回フォローアップ調査結果の公表等について」（平成27年6月5日雇児発0605第1号、社援発0605第1号、障発0605第1号、老発0605第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

⑦ 児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について

児童福祉施設等に設置している遊具については、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」（平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）により対応をお願いしているところである。この中で、児童福祉施設等においても参考とすることとしている、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」については、子どもの遊びや遊具の安全性・事故等に関する基本的な内容を示したものであり、平成26年6月30日に改訂第2版が策定されているので、当該指針を参考に、遊具の事故防止

対策に活用していただくよう周知をお願いする。

## (2) 児童福祉施設等の運営について

### ① 児童福祉施設等の運営について

ア 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情処理の仕組みの整備及び第三者評価を積極的に活用し、自らのサービスの質、人材養成及び経営の効率化などについて継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため、本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう各都道府県等においては、法人に対する適切な指導をお願いする。

また、事故防止については、利用者一人一人の特性を踏まえたサービスの提供、苦情解決の取組みや第三者評価の受審等を通じたサービスの質の向上により、多くの事故が未然に回避されることから、施設全体の取組として危機管理（リスクマネジメント）が実施されるよう指導されたい。

なお、社会的養護関係施設については、3年に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表が義務付けられるとともに、第三者評価を受審しない年においても、各施設は第三者評価の項目に準じて自己評価を行わなければならないこととなっているので、適切な指導をお願いする。

イ 社会福祉施設の運営費については、不正使用など不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことがないよう施設所管課と指導監査担当課との連携を十分図り、適正な施設運営について引き続き指導願いたい。

### ② 感染症の予防対策

児童福祉施設等における感染症予防対策については、従来より特段の取組をお願いしているところであるが、今後も引き続き十分な対応を図ることが必要である。

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、下記の通知を参考に衛生主管部局、指導監査担当課及び市町村とも連携しつつ、管内児童福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう周知徹



底をお願いする。

特に、現在、流行が確認されているノロウイルスGⅡ.2変異株については、現在市中で使用されているノロウイルス迅速診断検査キット（イムノクロマト法を用いたキット）では、他の株より更に感度が低い可能性があることが、国立感染症研究所より指摘されていることから、ノロウイルスによる感染の疑いがある場合は、検査結果を待たずに感染防止対策等に努めるとともに、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いする。

また、児童福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等に対する人権上の配慮が適切に行われるよう指導されたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」（平成28年12月28日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡）
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」（平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「ノロウイルスに関するQ&A」  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html)
- ・「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成27年12月9日雇児総発1209第1号、社援基発1209第1号、障企発1209第1号、老総発1209第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）
- ・「結核院内（施設内）感染対策の手引きについて」（平成26年5月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡）
- ・「児童福祉施設等における「学校における麻しん対策ガイドライン」の活用について」（平成20年6月17日雇児総発第0617001号、障障発第0617001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知)

- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」(平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」(平成15年7月25日社援基発第725001号)別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」

### ③ 児童福祉行政指導監査について

児童福祉行政指導監査については、児童の最善の利益や権利擁護を踏まえた援助の確保、不祥事事件、児童入所施設措置費の支弁事務などにおける不当事項等の未然防止の観点から、市町村の事務実施体制の整備並びに法人及び施設運営の適正化に十分配慮した指導監査を実施する等により、常時その実態を把握し、不祥事事件等の発生防止に努められたい。

また、政府においては、昨年8月に岩手県岩泉町で発生した台風第10号がもたらした水害を教訓とし、避難に関する情報提供の改善方策等について検討するため、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインに関する検討会」を設置し、議論を重ねてきたところであり、12月26日に平成28年台風第10号災害を踏まえた課題と対策の在り方に関する報告書が公表されたところである。

当該報告書においては、「毎年、地方公共団体が実施している指導監査においては、運営体制等を確認しているが、災害計画の内容や避難訓練の実施状況等は確認していなかった。」等が実態・課題として報告されている。

「児童福祉行政指導監査の実施について」(平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)の別添「児童福祉行政指導監査実施要綱」において、防災対策の充実強化として、非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制の確保や、避難訓練等の実施について監査事項に定めているところであるが、利用児童等の安全を確保するため、「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」(平成28年9月9日雇児総発0909第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)の特に留意すべき事項を参照しながら、適切な指導監査の実施をお願いする。

(参考)

○検討会報告(概要)

[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/pdf/161226\\_gaiyo.pdf](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/pdf/161226_gaiyo.pdf)

○検討会報告（本文）

[http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/pdf/161226\\_hombun.pdf](http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/guideline/pdf/161226_hombun.pdf)

④ 児童福祉施設等における児童の安全確保について

児童福祉施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力頂いているところであるが、各都道府県等におかれては、事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう、引き続き市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

また、児童福祉施設等においては、日頃からの職員の協力連携体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による児童福祉施設等における児童の安全確保に努めるとともに、平成28年度第二次補正予算及び平成29年度当初予算案では、児童養護施設等の防犯対策の強化を早急に図るため、門、フェンス等の外構の設置・修繕や非常通報装置・防犯カメラの設置等に係る費用の一部を支援するために必要な予算を計上したところであり、本交付金の積極的な活用をお願いする。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」（平成28年9月15日雇児総発0915第1号・社援基発0915第1号・障障発0915第1号・老高発0915第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局高齢者支援課長連盟通知）
- ・「児童福祉施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」（平成26年6月20日雇児総発0620第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）
- ・「保育所及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」（平成27年6月8日雇児保発0608第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）
- ・「児童福祉施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」（平成26年6月20日雇児総発0620第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）
- ・「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日雇児総発第402号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）

⑤ アレルギー疾患対策基本法の施行について

「アレルギー疾患対策基本法」（平成26年法律第98号）に基づき、

気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなどのアレルギー疾患について、総合的なアレルギー疾患対策が推進されているところである。

同法第9条において、学校等の設置者等の責務として、「学校、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設その他自ら十分に療養に関し必要な行為を行うことができない児童、高齢者又は障害者が居住し又は滞在する施設（以下「学校等」という。）の設置者又は管理者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めるとともに、その設置し又は管理する学校等において、アレルギー疾患を有する児童、高齢者又は障害者に対し、適切な医療的、福祉的又は教育的配慮をするよう努めなければならない」と規定されていることから、ご了知いただくとともに、管内市町村、関係団体及び関係機関等に対する周知をお願いします。

《参照通知等》

- ・「アレルギー疾患対策基本法の施行について（施行通知）」（平成27年12月2日健発1202第9号厚生労働省健康局長通知）

### **（3）東日本大震災により被災した子どもへの支援について**

東日本大震災により被災した子どもへの支援については、「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」として、被災者支援の基幹的事業を一括化した「被災者支援総合交付金」（復興庁所管）において実施している。

都道府県等におかれては、地域の状況を踏まえ、被災した子どもへの支援に係る事業の更なる推進に努めていただくようお願いする。

#### **（被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業として実施する事業）**

- ① 子ども健やか訪問事業（避難生活をしている子育て家庭や、長期避難から自宅に戻った子育て家庭を訪問し、子どもの心身の健康に関する相談・支援を行う）
- ② 仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業
- ③ 遊具の設置や子育てイベントの開催
- ④ 親を亡くした子ども等への相談・援助事業
- ⑤ 児童福祉施設等給食安心対策事業
- ⑥ 保育料等減免事業

(4) 平成28年熊本地震により被害を受けた児童福祉施設等の災害復旧について

(関連資料53参照)

平成28年熊本地震への対応については、種々御尽力いただいているところであるが、被害を受けた児童福祉施設等に関し、災害による被害からの速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保するため、平成28年度第二次補正予算において、被災施設の施設整備及び設備整備に要する費用22.6億円を計上したので活用をお願いします。

## 2. 児童虐待防止対策の強化について

### (1) 子ども虐待による死亡事例等の検証結果（第12次報告）について （関連資料54参照）

厚生労働省では、「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号）第4条第5項に基づき、子ども虐待による死亡事例の背景要因等を分析・検証し、問題点や課題を明らかにするとともに、今後の改善策を講じるため、平成16年10月に社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」が設置され、これまで11次にわたって報告をとりまとめてきたが、平成28年9月、同委員会において「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第12次報告）」（以下「第12次報告」という。）を公表した。

第12次報告では、心中以外の虐待死事例43例（44人）において、

- ・ 0歳児死亡が約6割を占め、うち0日児死亡が約半数を占めること
- ・ 実母が抱える問題として「望まない妊娠／計画していない妊娠」、「妊婦健診未受診」が多いこと
- ・ 心理的虐待による死亡事例が初めて発生したこと

などの検証結果が見られたところである。

また、検証を踏まえ、地方自治体に対する提言として、

- ① 虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応
  - ・ 妊婦が抱えている不安感を軽減するアプローチの実施
  - ・ 養育者等に精神疾患のある家庭に対する保健・医療・福祉分野など多職種によるチーム支援の実施
- ② 関係機関の連携及び要保護児童対策地域協議会の積極的な活用
  - ・ 入所措置解除時の関係機関間の事前調整、個別ケース検討会議を活用した支援機関の役割と支援方針の認識の共有
  - ・ 総合的なリスクアセスメントを行える専門職の配置及び研修の義務づけによる調整機関の調整能力の向上
- ③ 児童相談所及び市町村職員によるリスクアセスメントの実施
  - ・ 組織的な判断に基づく、定期的なリスクアセスメントの実施
- ④ 児童相談所及び市町村職員体制の充実強化
  - ・ 専門職の採用及び人事ローテーションの工夫
- ⑤ 検証の積極的な実施と検証結果の有効活用
  - ・ 検証報告の積極的な活用と重篤な虐待事例の再発防止

等がとりまとめられた。

特に今回は、児童福祉法等の改正や特集を踏まえ、

- ・ 改めて母子保健施策を通じた虐待予防等を留意しつつ、各市町村の既存事業や関係機関を組み合わせ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を展開する「子育て世代包括支援センター」の設置を推進すること
  - ・ 要保護児童対策地域協議会の効果的な運営を念頭に、調整機関の専門職配置と調整機関に属する職員の調整能力等の力量向上を目指した人材育成に努めること
  - ・ 児童相談所が入所措置解除前に、要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議を活用し、家庭復帰の適否を関係機関とともに検討し、関係機関による支援体制を整備すること
- などが具体的な提言としてまとめられている
- 各自治体におかれては、上記の点に御留意いただくとともに、管内市町村にも取組を促すなど、引き続き、積極的な対応をお願いする。

## (2) 「居住実態が把握できない児童」への対応について

「居住実態が把握できない児童」については、特に支援を必要としている場合があることから、平成26年11月の関係府省庁による「児童虐待防止対策に関する副大臣等会議」における申し合わせを踏まえ、平成27年3月に「居住実態が把握できない児童への対応について」（平成27年3月16日付け総務省、文部科学省及び厚生労働省連名通知。以下「三省連名通知」という。）を発出し、当該児童の所在等の確認のため、

- ・ 同一市町村内の関係部署や警察、学校等の関係機関との情報共有の徹底
- ・ 住民基本台帳等の情報を活用した市町村間の情報共有の取組の実施

等について周知している。

また、厚生労働省では、平成26年度から毎年度、各市町村の居住実態が把握できない児童に係る取組状況を把握し、今後の対応策に係る検討の参考とするため、「当該市町村に住民票はあるが、乳幼児健診が未受診等で電話や家庭訪問等による連絡が取れない児童であって、市町村が所在等の確認が必要と判断した児童」を「調査対象児童」として、実態調査を実施している。

### ① 平成27年度調査結果(関連資料55参照)

ア 平成27年6月1日時点の調査対象児童について、平成28年3月31日までの各市町村における所在等の確認状況等を調査。

平成28年4月1日時点で居住実態が把握できない児童は35人。

状況	人数（人）	割合（％）
平成27年6月1日時点の調査対象児童	1,878（31）	—
平成27年6月2日から平成28年3月31日までに所在等が確認できた児童	1,843（16）	98.1
平成28年4月1日時点で居住実態が把握できない児童	35（15）	1.9

※括弧書きは、平成26年度調査から引き続き居住実態が把握できない児童数の内訳。

イ 所在等が確認できた児童1,843人のうち、海外への出国確認以外で確認ができた児童953人の確認方法の詳細を見ると、同一市町村内の関係部署による家庭訪問や情報共有によって確認できた児童が798人となっており、同一市町村内で把握した子どもは8割超。

ウ 居住実態が把握できない児童35人の状況を見ると、

- ・ 要保護児童対策地域協議会へのケース登録あり 28人（80.0％）
- ・ 警察への通報（相談）済み 29人（82.9％）

といずれも前年度調査結果と比較して大幅に上昇しており、関係機関との情報共有等の連携が進展。

## ② 平成28年度調査の実施について（関連資料56参照）

現在、平成28年6月1日時点の調査対象児童について、平成29年3月31日までの各市町村における所在等の確認状況等を調査中であり、平成29年5月中下旬に調査結果を公表予定する予定であるので、地方自治体におかれては、調査へのご協力をお願いしたい。

また、居住実態が把握できない児童の所在等の確認のためには、まずは当該子どもの住所地市町村における関係部署及び関係機関の連携した対応が重要であることを踏まえ、

- ・ 当該子どもの存在を把握した場合は、迅速に要保護児童対策地域協議会にケース登録し、関係部署及び関係機関が連携して家庭訪問及び情報共有を実施すること
- ・ 子どもの所在を確認した際に、支援が必要と考えられる場合は、確実に要保護児童対策地域協議会にケース登録し、関係部署及び関係機関が連携して支援の方針・内容を検討するとともに、居住実態を継続的に確認するため、積極的な家庭訪問等により、子ども、保護者等と連絡を取り合う関係を構築しつつ支援を実施すること

に留意しつつ、引き続き三省連名通知に基づく取組を徹底し、当該児



童の所在及び安全確認に取り組んでいただきたい。

### (3) 児童虐待防止対策に関する総合調整権限について

児童虐待防止対策については、これまでも関係府省庁の協力の下、政府全体として取り組んできたところであるが、児童虐待相談対応件数は過去最高を更新していること、児童虐待事例が深刻化及び複雑化していることから、児童相談所、学校、警察等の関係機関の連携の強化をはじめ、子どもに関する他の施策とも連携した児童虐待防止対策を講ずることが求められている。

このため、「児童虐待防止対策に関する業務の基本方針について」（平成28年3月29日閣議決定）に基づき、平成28年4月以降は、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律を所管している厚生労働省において、関係府省庁間の必要な総合調整を行うこととなった。

事務の内容としては、

- ・ 厚生労働省においては、関係府省庁間の必要な調整等を行うため、児童虐待防止対策に関する関係府省庁による連絡会議の開催、児童虐待防止対策に関して行政各部の施設の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整を行う
- ・ 関係府省庁においては、事務の実施に際し、情報又は知見の提供その他の必要な協力を行うとともに、児童虐待防止対策に関して所掌する事務を行う

こととしている。

引き続き、内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省をはじめ、関係府省庁と緊密に連携し、発生予防、発生時の迅速・的確な対応、被虐待児童への自立支援について、政府全体で強化を図り、一層効果的に推進していきたいと考えている。

各自治体においても、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との積極的な連携をお願いする。

### (4) 平成28年度市町村の虐待対応担当窓口等の状況調査について

標記調査については、昨年度も実施したところであるが、平成28年度についても児童福祉のより一層の充実を図る上で必要な基礎資料を得るため、市町村における虐待対応相談窓口の体制状況等について近日中に調査をさせていただくこととしたので、ご協力願いたい。

なお、都道府県におかれては、管内市町村に周知いただくとともに、市町村の調査票のとりまとめ等についてご協力願いたい。

### 3. 社会的養護の推進について

#### (1) 平成29年度における児童入所施設措置費等の取扱いについて

平成29年度予算案における児童養護施設等の職員配置の改善については、人材確保等の事情により、5.5 : 1から4 : 1等の職員配置を直ちに実施することが困難な施設も予想されることから、引き続き、措置費の保護単価を段階的に設けることとしている。

なお、職員配置の最低基準引き上げについては、施設における職員配置状況等をみながら、将来的には省令等の改正を検討することとしている。これを踏まえ、社会的養護を担う施設職員の適切な人材確保に努められたい。

また、個々の子どもの状況に応じた自立支援の充実を図るため、平成29年度予算案において、

① 自立援助ホームに入居している障害等を有しているために就労や就学が困難な児童や18歳到達により児童養護施設等に入所できない高校生であって収入がない場合に、「一般生活費」の増額（児童養護施設と同額）、

② 自立援助ホーム入居者が大学等への進学に伴い退所した場合の「大学進学等自立生活支度費」の支給を盛り込んでいる。詳細については追ってご連絡する。

#### (2) 社会的養護を担う人材確保について

平成29年度予算案においては、民間の児童養護施設職員等について2%相当の処遇改善を行うとともに、虐待や障害等のある子どもへの夜間を含む業務内容を評価した処遇改善に加え、職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善について盛り込むこととしており、児童養護施設等職員の人材確保及び処遇改善を目的として積極的に活用願いたい。

また、平成27年度より実施している「子育て支援員研修」の専門研修において社会的養護に係る研修を設け、社会的養護への入口として養育補助者の養成を行うとともに、将来の児童指導員等への就職につなげることで、未実施の自治体におかれては積極的に活用願いたい。

さらに、「児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業」（以下「本事業」という。）では、

① 児童養護施設等への就職を希望する学生等の実習を受け入れる施設で、実習を指導する職員の代替職員を雇い上げる経費、

② 学生等の就職を促進するため、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い上げる経費

について対象経費としているところであり、施設においてもできる限り家庭的な環境の下で養育するためには、直接子どもに関わる職員の確保が不可欠であることから、本事業を積極的に活用願いたい。

このほか本事業の対象としている施設種別や職種別に行われる研修への参加についても、職員の資質の向上や被措置児童等虐待を含めた子どもの権利擁護の徹底等の観点から、積極的に活用願いたい。

## 4. ひとり親家庭等自立支援施策について

### (1) 児童扶養手当について

(関連資料57～61参照)

#### ① 平成29年度の本体額について

平成29年度の本体額は、平成28年の消費者物価指数が対前年比▲0.1%となったことから、法律の規定に基づき、▲0.1%の引き下げを予定しているので管内市町村に対する情報提供をお願いします。

##### ・ 本体月額 (▲0.1%)

	(平成28年度)		(平成29年度)
全部支給	42,330円	→	42,290円 (▲40円)
一部支給	42,320円	→	42,280円 (▲40円)
	～9,990円		～9,980円 (▲10円)

#### ② 平成29年度の多子加算額について

平成28年8月に施行された児童扶養手当法の改正により、児童扶養手当の第2子及び第3子以降の加算額が最大で倍増となった。

また、改正法に基づき、平成29年4月から本体額と同様に、物価スライドを導入することとなっているので御留意願いたい。

##### ・ 第2子加算月額 (▲0.1%)

	(平成28年8月以降)		(平成29年度)
全部支給	10,000円	→	9,990円 (▲10円)
一部支給	9,990円	→	9,980円 (▲10円)
	～5,000円)		～5,000円 (～+0円)

##### ・ 第3子以降加算月額 (▲0.1%)

	(平成28年8月以降)		(平成29年度)
全部支給	6,000円	→	5,990円 (▲10円)
一部支給	5,990円	→	5,980円 (▲10円)
	～3,000円)		～3,000円 (～+0円)

#### ③ 新規認定について

先般の多子加算額の増額に併せて、養育費確保を促進する観点から、児童扶養手当の新規認定申請書に養育費の取り決めの有無等を記載する欄を設けるよう省令を改正し公布通知を発出(平成28年7月14日)したが、養育費の取決めをしていることが、児童扶養手当の支給要件

となるものではないので新規認定に当たっては適切な事務処理をお願いしたい。

#### ④ 不正受給防止について

児童扶養手当の現況届については、課長通知を発出(平成28年6月16日)し、現在においても特段の事情がない場合には対面による手続きを行っていただいているところだが、現況届時の集中相談期間の設定の趣旨も踏まえ、対面による手続きのより一層の徹底をお願いしたところであるので、現況届の確認に当たっては適切な事務処理をお願いしたい。

また、同通知において、更なる適正受給を確保するため、民生委員等による現地調査の一層の徹底をお願いしたところであるので、新規認定及び疑いのある事案においては、適切な事務処理をお願いしたい。

#### ⑤ 自立のための活動促進について

児童扶養手当の受給期間が5年を超える場合の一部支給停止の適用除外となる事由のうち、「求職活動等自立を図るための活動をしている」に該当していることの確認の対象に、求職活動の回数(直近1ヶ月に2回以上)を加えるよう課長通知を改正(平成28年8月1日)し、適用は本年6月となっているので自立のための活動についての確認においては、適切な事務処理をお願いしたい。

#### ⑥ その他

児童扶養手当の現況届時(8月)を集中相談期間とし、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援することとしているところであるが、受給者の中には休暇を取得することが難しい方もいることから、夜間や休日等できるだけ利用者の方の時間に合わせた対応ができるように努力していただけるようお願いしたい。

### (2)就業支援等について

(関連資料43、44及び62参照)

#### ① 自立支援教育訓練給付金事業の充実について

雇用保険の受給資格のないひとり親に対して支給する本事業については、平成28年度に訓練受講費用の6割(上限20万円)を支給することとしたところ。

しかしながら、雇用保険の受給資格があるひとり親に対しては、一般教育訓練給付から、訓練受講費用の2割の支給であるため、平成29

年度予算案においては、自立支援教育訓練給付金から費用の6割（上限20万円）との差額を上乗せして支給することができるよう、必要な予算を計上したところであるので、積極的な活用に努められたい。

## ② 自治体窓口のワンストップ化の推進について

ひとり親家庭の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで寄り添い型支援を行うことができる体制を整備するための事業を引き続き実施することとしている。

併せて、児童扶養手当の現況届の時期（毎年8月）等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援することとしているところであり、これらの取組により、ひとり親家庭の相談窓口のワンストップ化を推進していただくようお願いする。

また、各自治体での就業支援に当たっては、ハローワーク等の労働関係機関や生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関等と十分に連携を図り、ハローワーク等の施策も含め広報等を行い、施策の効果的な実施に努めていただきたい。

## ③ 高等職業訓練促進資金貸付金事業について

ひとり親家庭への資格取得支援のために、平成27年度補正予算で、高等職業訓練促進給付金の支給対象であるひとり親家庭の親が、養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指す場合に、入学準備金や就職準備金を貸し付けることとしたところ。

本事業について、多くの都道府県・政令指定都市については、予算の繰越を行い、今年度、交付決定を行った。

貸付事業の開始が遅れている都道府県・政令指定都市においては、貸付事業の実施主体となる社会福祉法人等との調整を速やかに行い、本年度内に貸付事業を開始するよう事業の実施に努められたい。

## ④ 平成28年度「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰」について

本事業については、平成28年12月5日付け雇児発1205第2号「平成28年度母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図る優良企業等の表彰について」を発出し、地方公共団体からの推薦をお願いしたところ。より多くの企業からの応募がなされるよう、管内市（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む）及び福祉事務所設置町村に対する周知等をお願いしたい。

### ⑤ 在宅就業推進事業の拡充について

これまで、在宅就業に関するセミナー等を実施していた在宅就業推進事業については、平成27年度から事業を拡充し、在宅就業を希望するひとり親家庭の親が、業務を行いながら独り立ちに向けたノウハウを蓄積できるよう、「在宅就業コーディネーター」によるサポートを行うこととしているので、在宅就業を希望するひとり親家庭への支援についても、引き続き積極的な取組みをお願いしたい。

### ⑥ 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法について

「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」（平成24年法律第92号。以下「特別措置法」という。）が平成25年3月1日に施行されている。

特別措置法においては、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の充実、民間事業者に対する就業支援の協力の要請、母子福祉団体等の受注機会の増大への努力、財政上の措置等について、国及び地方公共団体の努力義務が規定されている。

この中で、地方公共団体については、民間事業者に対する就業支援の協力の要請及び母子福祉団体等からの受注機会への増大への努力に関して、国の施策に準じて努めることとされているので、引き続き積極的な取組をお願いしたい。

## （3）子育て・生活支援、養育費の確保等について

（関連資料43参照）

### ① ひとり親家庭等生活向上事業について

ア 子どもの生活・学習支援事業の積極的な実施について

ひとり親家庭の子どもは、親との離別・死別等により精神面や経済面で不安定な状況に置かれるとともに、日頃から親と過ごす時間が限られ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届きにくい。こうしたひとり親家庭の子どもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図ることが求められている。

このため、平成28年度から、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもに対し、悩み相談を行いつつ、基本的な生活習慣の習得・学習支援、食事の提供等を行い、ひとり親家庭の子どもの生活向上を図るため、子どもの生活・学習支援事業を実施してい

る。

「すくすくサポート・プロジェクト」においては、「可能な限り早期に、ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援を年間延べ50万人分提供する」ことがKPIとして設定されており、平成29年度予算案においても必要な予算を確保しているため、各自治体での事業の積極的な実施をお願いします。

#### イ ひとり親家庭等生活支援事業の積極的な実施について

ひとり親家庭は、就業や家事等日々の生活に追われ、家計管理等様々な面において困難に直面する。また、ひとり親家庭の親の中には、高等学校を卒業しておらず、希望する就業ができないことから、安定した就業が難しいなどの支障が生じている。

このため、平成28年度から、ひとり親家庭の親に対し、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行うひとり親家庭等生活支援事業を実施している。特に、ひとり親家庭は経済的に厳しい状況にあることから、家計管理の支援をすることが重要であり、同事業による講習会や個別相談の実施、必要に応じて、生活困窮者自立支援制度の家計相談支援事業へつなぐ等の取組を進めることが重要である。

各自治体においては、地域の母子・父子福祉団体やNPO法人等を活用しながらひとり親家庭等生活支援事業の積極的な実施をお願いします。

#### ② ひとり親家庭等日常生活支援事業について

ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担うことから、ひとり親家庭の親が疾病、冠婚葬祭などにより一時的に家事援助、未就学児の保育等の支援が必要となった場合や、未就学児のいるひとり親家庭が、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる等の場合に、低料金で家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣する等により、児童の世話や生活援助を行うひとり親家庭等日常生活支援事業を実施している。

本事業については、平成28年度から、未就学児のいるひとり親家庭が、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる等の場合に、定期的に利用することができるよう拡充を図っている。併せて、ヘルパーを確保しやすくするため、ヘルパーの資格要件について、自治体が認めた資格を有する者や、自治体が認めた研修を修了した者も対象とするよう緩和している。



ひとり親家庭が安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備することが重要であることから、各自治体におかれては、本事業の積極的な実施をお願いします。

### ③ 養育費確保及び面会交流について

厚生労働省においては、養育費相談支援センターを設置し、専門の相談員がひとり親家庭等から直接相談に応じるとともに、養育費や面会交流に関するパンフレットを作成し、制度の周知を図っている。また、養育費相談支援センターによる地方自治体への支援として、母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターの相談員が受け付けた困難事例への相談対応、相談員の技術向上のための研修、自治体が行う研修への講師派遣も実施している。各自治体におかれては、養育費相談支援センターの積極的な活用をお願いします。

(参考) 養育費相談支援センターホームページ

<http://www.youikuhi-soudan.jp/>

さらに、地方自治体における養育費相談等の取組を推進するため、母子家庭等就業・自立支援事業における養育費等支援事業により、専門の相談員の配置を支援するとともに、平成28年度からは、弁護士による養育費等相談の実施を支援している。

養育費等支援事業が着実に実施されるよう、厚生労働省から日本弁護士連合会に対して、自治体による養育費等支援事業の実施に対する全国の弁護士会の協力を依頼しており、自治体におかれては、地域の弁護士会と連携を図りながら、事業の積極的な実施をお願いします。

また、養育費等に関する周知に当たっては、戸籍の窓口や児童扶養手当の窓口等でもパンフレット等を配布し必要な相談につなぐなど、積極的な取組をお願いします。

さらに、面会交流の取り決めがある者を対象に、日程の調整、場所の斡旋、付き添い、アドバイスなどの必要な支援活動を行う母子家庭等就業・自立支援センター事業の面会交流支援事業については、平成28年度から、一般市等においても事業を実施することができるようにすることとしているので、各自治体での積極的な取組をお願いします。

## 5. 配偶者からの暴力（DV）対策等について

### （1）平成29年度予算案における対応について

（関連資料63、64参照）

#### ① 婦人相談員手当の改善について

婦人相談員は、売春防止法第35条の規定に基づき都道府県や市から委嘱されているが、その業務の対象は、時代の変容と相談ニーズの多様化に伴い、売春問題にとどまらずDV被害、人身取引被害、ストーカー被害、性暴力被害などに拡大され、困難性の高い相談業務が年々増大している。

このような複雑で深刻化する現代の女性の様々な問題については、一つ一つ丁寧な対応が必要であり、婦人相談員には、関係機関と連携しながら、相談から一時保護、自立支援までの切れ目のない継続的な相談・支援を行うことが求められている。このため、複雑で深刻化する現代の女性の様々な問題に対し適切に対応することができる婦人相談員の配置を推進し、相談・支援の充実を図るため、婦人相談員手当（国庫補助基準額）について、勤務実態に応じた手当額となるよう、平成29年度予算案においては、月額最大149,300円（現行106,800円）に見直しを図ることとしている。

見直しの趣旨は上記のとおりであり、各自治体におかれては、婦人相談員の勤務実態や業務内容等を踏まえ、婦人相談員の専門性にふさわしい処遇改善や配置の充実について適切に検討していただくようお願いする。

なお、今回の見直しを踏まえた補助基準については、おってお示しする。

#### ② 婦人相談員等の研修の充実について

婦人保護事業に従事する婦人相談員、婦人相談所や婦人保護施設の職員は、様々な困難を抱えた女性への相談・支援を行うことから、関係機関との連携など最新の知識や情報等を身に付けることが求められる。このため、現在、都道府県において、「婦人相談所等職員への専門研修事業」を実施しているところであるが、婦人保護事業に従事する職員の経験年数、能力等に応じてきめ細かな資質向上を図ることができるよう、平成29年度予算案においては、研修実施回数の増加を図る（年1回→年3回）こととしている。

併せて、現在、厚生労働省においては、職員の経験年数等に応じた研修体系について調査研究を進めており、その結果をとりまとめ次第都道府県にお示しする予定である。

都道府県におかれては、関係職員の資質向上に向けた積極的な事業の実施をお願いします。

### ③ 婦人保護施設等における支援の充実について

婦人相談所の一時保護所や婦人保護施設においては、同伴児童についても保護を行うことから、婦人保護事業費負担金や婦人保護事業費補助金において、同伴児対応指導員雇上加算を設けている。平成29年度予算案においては、同伴児童に対する支援体制を充実するため、同伴児童の数に応じて指導員最大3名（現行最大2名）まで配置できるように拡充することとしている。

都道府県におかれては、婦人相談所一時保護所や婦人保護施設の実態を踏まえて、同伴児対応指導員雇上加算の活用をお願いしたい。

また、婦人保護施設入所者に対する就労支援を充実し、自立を促進するため、平成29年度予算案においては、新たに、婦人保護施設入所者の就職活動のための旅費を支給することとしている。詳細については、おってお示しする。

## (2) ストーカー規制法の改正を踏まえた婦人保護事業の対応について

「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第102号）については、本年12月6日に成立し、同年12月14日に公布されている。

婦人保護事業については、平成25年における「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成25年法律第73号。以下「法」という。）の改正により、法において婦人相談所がストーカー行為等の相手方に対する支援を行う施設として明確に位置づけられたことから、適切な対応をお願いしているところ。今般の法改正においては、ストーカー事案に携わる職務上関係者による配慮等についても法律に規定され、婦人相談所の職員もこれに含まれるので、家庭福祉課長通知（平成28年12月27日）で示したとおり、ストーカー事案に適切に対応されるようお願いする。

また、ストーカー被害者が適切に婦人保護事業による支援につながるよう、婦人相談所のホームページ等において、ストーカー被害の相談・支援を実施している旨をわかりやすく明示していただくようお願いする。

## 6. 児童健全育成対策等について

### (1) 放課後児童クラブについて

#### ① 都道府県認定資格研修講師養成研修の実施

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下「基準」という。）第10条において、放課後児童支援員となるためには、「都道府県知事が行う研修」（認定資格研修）を修了しなければならないこととしている。

平成27年度から、この認定資格研修の講師となる者を養成するため、放課後児童クラブに放課後児童支援員として従事するために必要なアイデンティティ、役割及び育成支援の内容等の共通の理解とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を共通の認識として持ち、講師としての一定の資質及び水準を確保することを目的として、厚生労働省主催の都道府県認定資格研修講師養成研修を実施しており、平成29年度も引き続き本研修を実施することとしている。開催時期等、詳細が決まり次第お知らせするので、昨年度同様、市町村担当者を含め積極的な受講者の推薦をお願いしたい。

#### ② 都道府県認定資格研修の実施（関連資料65参照）

認定資格研修については、平成27年度より各都道府県において実施していただいているところであるが、本研修は、放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針（以下「運営指針」という。）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するものである。

認定資格研修は、放課後児童支援員という全国共通の認定資格を付与するための研修として位置づけられているものであるため、講義内容や担当する講師等に関して全国共通の一定程度の質が確保されることが必要である。また、研修科目の講師要件の中には、「放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等（放課後児童指導員）」を設けているが、当該都道府県内で長年放課後児童クラブに従事してきた者が担当することで、その域内における人材育成にも寄与することを想定しているものであるため、こうした趣旨も踏まえて、委託先を選定する必要がある。

各都道府県における実施方法、実施内容等を把握するため、平成28

年度における研修の取組状況等を調査することとし、追って正式に依頼するので、ご協力をお願いしたい。

### ③ 「放課後児童クラブ運営指針解説書」の作成

平成27年3月に策定した運営指針は、最低基準としてではなく、望ましい方向に導いていくための全国的な標準仕様としての性格を有するとともに、子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して従事している放課後児童支援員等が、放課後児童クラブが果たす役割や機能を再確認し、子どもとどのような視点で関わるかが求められるのかという共通の認識を得ていただくために策定したものである。

このため、運営指針の内容が広く事業者（運営主体）及び実践者に浸透し、その趣旨が正確に理解されるように、また、運営指針の基本的な考え方を踏まえた上で、放課後児童クラブの多様性を生かしつつ、放課後児童クラブにおける育成支援の一定水準以上の質の確保を図るために、厚生労働省において、「放課後児童クラブ運営指針解説書」を今年度中に作成する予定であるため、周知にご協力をお願いしたい。

### ④ 放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について

以下の2点について、「放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について」（平成28年9月20日雇児総発0920第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を発出したので、ご了知願いたい。

#### ○ 優先利用の基本的考え方について

放課後児童健全育成事業の対象は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）上、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童とされているが、その家庭の様態は多種多様であり、地域によっては、児童の受入れに当たって、優先順位を付けて受入れを実施しているところもある。

平成25年12月に取りまとめられた「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書」（以下「専門委員会報告書」という。）においては、市町村は、放課後児童健全育成事業の提供体制を整備する必要があるものの、利用ニーズの増加に対しては優先順位を付けて対応することも考えられ、優先的に受け入れるべき児童の考え方について国として例示を示すべき、とされたところである。

これらを踏まえ、放課後児童健全育成事業の優先利用に関する基

本的考え方として、優先利用の対象として考えられる事項について例示すると次のとおりである。ただし、それぞれの事項については、適用される児童・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用する必要があることにご留意いただきたい。

- ・ ひとり親世帯
- ・ 生活保護世帯
- ・ 主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合
- ・ 虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合
- ・ 児童が障害を有する場合
- ・ 低学年の児童など、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる児童
- ・ 保護者が育児休業を終了した場合
- ・ 兄弟姉妹（多胎で生まれた者を含む。）についての同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合
- ・ その他市町村が定める事由

○ 情報収集及び利用手続等について

放課後児童健全育成事業の利用手続については、現状では、利用申込先や利用決定機関が市町村である場合や各放課後児童クラブである場合など様々である。専門委員会報告書においては、市町村が必要な情報の収集や情報の集約を行い、各放課後児童クラブの協力を得て、利用を希望する保護者等に対し、必要な情報を提供することが適当であるとしている。また、放課後児童クラブの定員や待機児童の状況等を一元的に把握し、必要に応じ、利用についてのあっせん又は調整等を行う必要があると指摘している。あっせん・調整等を行う場合としては、保護者から求めがあった場合のほか、待機児童が発生した場合に、放課後児童クラブと市町村とが密接に連携し、その保護者に対し、定員に達していない放課後児童クラブを紹介する等の方法が考えられるとしている。

これらを踏まえ、市町村が情報の収集を行い、利用のあっせん、調整及び事業者への要請を行うとした児童福祉法第21条の11の趣旨に基づき、可能な限り利用申込み先及び利用決定機関を市町村とすることが考えられる。地域の実情に応じ市町村以外の者を利用申込み先及び利用決定機関とする場合にも、市町村が放課後児童クラブの利用申込や待機児童の状況等について随時報告を受ける等により、

利用状況を把握し、利用のあっせん、調整及び事業者への要請を行うことができるような実施体制を構築することが望ましいので、ご了承ください。

## (2) 利用者支援事業について（関連資料66参照）

### ① 利用者支援事業の運営について

利用者支援事業は、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業である。

このうち、基本型は、保護者等が、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、当事者目線の寄り添い型の支援を実施するものである。また、特定型は、待機児童等の解消を図るため、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施するものである。さらに、母子保健型は、保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、関係機関との連携や情報の共有化を図りながら、必要に応じて支援プランを策定するなど、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施するものである。

基本型・特定型については、少子化社会対策大綱において、平成31年度末までに1,800か所の設置を目指すこととされており、平成29年度予算案においては1,217か所を計上し、母子保健型については、市町村への実態調査の結果を踏まえ、763か所を計上したところであり、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。

### ② 加算事業の拡充について（基本型・特定型）

利用者の視点に立った機能強化を推進する観点から、以下の加算事業について積極的な活用をお願いしたい。

#### ア 夜間・休日の時間外相談加算

利用者のきめ細かいニーズや意向、状況を積極的かつ丁寧に把握し、利用者のニーズに応じた適切な支援の提供につなげるため、平成28年度より、夜間・休日の時間外相談を実施した場合に加算する制度を設けたところである。

#### イ 出張相談支援加算

一定の場所での実施のみならず、様々な場所への出張相談を行うことで、様々なニーズに対応するため、平成29年度予算案では、両親学級、乳幼児健診や地域で開催されている交流の場等に出向き、子育てに関する全般的な相談や子育て支援の情報提供、地域の保育園や保育の利用に向けた相談支援などを実施

する出張相談支援加算を新たに設けることとしたところである。

### ③ 整備費の拡充について

利用者支援事業所の整備に対する支援は、「次世代育成支援対策施設整備交付金」において、公立施設や社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人を整備費の対象としてきたが、平成29年度予算案では、多様な主体の参画による地域の支え合いの実現に向けて、その対象をNPO法人等まで拡充することとしているので積極的な活用や管内市区町村への周知をお願いしたい。

## (3) 地域子育て支援拠点施設について（関連資料67参照）

### ① 地域子育て支援拠点事業の運営について

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業であり、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する事業として、重要な事業である。

少子化社会対策大綱においては、平成31年度末までに8,000か所の設置を目指すこととされており、平成29年度予算案においては7,600か所を計上したところであり、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。

### ② 整備費の拡充について

地域子育て支援拠点事業所の整備に対する支援は、「次世代育成支援対策施設整備交付金」において、公立施設や社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人を整備費の対象としてきたが、平成29年度予算案では、多様な主体の参画による地域の支え合いの実現に向けて、その対象をNPO法人等まで拡充することとしているので積極的な活用や管内市区町村への周知をお願いしたい。

## (4) 児童厚生施設について

### ① 児童館・児童センターの運営について

地域における子どもの遊びの環境の充実と健全育成の推進を目的として、平成23年3月に「児童館ガイドライン」を策定し、その中で、児童館・児童センターが地域のニーズに応えるための基本的事項、望ましい方向性として具体的な活動内容を提示しているところである。



< 児童館の活動内容 >

- |                |                 |
|----------------|-----------------|
| ①遊びによる子どもの育成   | ②子どもの居場所の提供     |
| ③保護者の子育て支援     | ④子どもが意見を述べる場の提供 |
| ⑤地域の健全育成の環境づくり | ⑥ボランティアの育成と活動   |
| ⑦放課後児童クラブの実施   | ⑧配慮を必要とする子どもの対応 |

このため、各都道府県等におかれては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、常に児童館・児童センターの運営の向上に努めるとともに、遊び及び生活を通じて子どもの発達を促し、子育て支援活動等の役割が十分に発揮されるよう、管内市町村及び児童館関係者に対して、本ガイドラインの周知を図られたい。

また、国が平成26年7月に策定した子ども・子育て支援新制度における基本的な指針（平成26年7月内閣府告示第159号）の中で、子どもの育ちに関する理念について、「小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期である。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期である。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要である」と記載している。

子どもの健全育成を図る地域の中核的な活動拠点である児童館の取り組みは、まさにこの理念を具現化していく場そのものであり、子ども・子育て支援新制度と相まって地域を支えていく社会資源として、大きな期待が寄せられているところである。

子どもの成長は、発達段階に応じて課題があり、遊びや生活の中で、課題を体得して成長していく。遊び及び生活を通じた子どもの健全な育成を支援していくことはこうした子どもの成長・発達を支えるものであり、その重要性を認識しつつ、児童館ガイドラインに沿って、虐待やいじめの発生予防、地域の子育て支援、子どもの主体性を尊重した活動の支援、放課後児童クラブの実施など地域に根ざした取り組みを進め、子どもの健全な育成を地域ぐるみで取り組む中核施設としての役割を担っていただきたい。

また、特に、児童虐待の発生予防と早期発見は、子どもと子育て家庭が抱えている問題について早い段階から適切に対応していくことが求められるため、地域の関係機関等が子どもやその家庭に関する情報の共有や役割分担を行い、関係機関が連携して対応する要保護児童対策地域協議会への児童館の積極的な参加をお願いする。

さらに、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、放課後児童クラブの対象児童が6年生まで拡大されたことにより、特に小学4年生の待機児童数が大幅に増加しているところである。高学年児童は、自身の意志や考えで自主的に行動できるようになることから、子どもの状況や保護者のニーズに応じて、放課後児童クラブに限らず、児童館も含めて子どもの放課後の居場所の確保を図っていただきたい。

なお、厚生労働省では、児童館活動の更なる活性化を図ることを目的として、各地の児童館における地域の実情に応じた活動内容を紹介するとともに、「児童館ガイドライン」でお示ししている上記の活動内容に着目した児童館の実践事例を取りまとめている。詳細については、下記URLに掲載されているので、ご了知いただき、以下の②～③の内容にも留意して、より一層の児童館活動の推進に努めていただきたい。

(参考URL)

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/kosodate/houkago/jissi\\_130410-01.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/kosodate/houkago/jissi_130410-01.html)

## ② 子ども・子育て支援新制度等における児童館の活用について

### ア 地域子育て支援拠点事業について

地域子育て支援拠点事業については、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える取り組みとして事業展開されているところであり、子ども・子育て支援新制度においても重要な事業として位置づけられている。平成27年度において、児童館での実施が888か所となっており、このうち、「連携型」については、児童館等を主な実施場所としているので、児童館を活用した積極的な事業実施に努めていただきたい。

### イ 利用者支援事業について

利用者支援事業については、子育て家庭にとって身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援することを内容としているところであり、地域の子育て家庭のニーズを実際の施設や事業等の利用に結び付ける上で、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定と「車の両輪」となる極めて重要な事業である。

本事業の実施場所は「子ども及びその保護者の身近な場所」とされており、保護者等が日常的、継続的に利用できる敷居の低い場所が有効とされているので、その実施に際しては、児童館の積極的な活用をご検討いただきたい。

ウ ひとり親家庭の子どもの居場所づくり

昨今、特に課題となっている子どもの貧困対策について、ひとり親家庭支援対策の推進として、平成28年度より、放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを実施しているが、平成29年度予算案においても引き続き本事業を実施することとしているため、児童館での実施について、積極的にご検討いただきたい。

③ 児童館等に従事する者の人材育成について

ア 全国子どもの健全育成リーダー養成セミナーについて

厚生労働省では、児童館及び放課後児童クラブにおいて、社会的問題である児童虐待の発生予防と早期発見、地域の子育て支援、子どもの主体性を尊重した活動の支援などの取り組みを進め、地域で子どもの健全な育成や成長・発達を支えていくことができる人材の育成と専門性の向上を図ることを目的として、地域で子どもの健全育成に携わる指導者及び実践者や行政担当者等を対象とする「全国子どもの健全育成リーダー養成セミナー」を実施している。

本セミナーについては、平成29年度においても実施する予定であり、詳細が決まり次第、追ってお知らせするので、児童館、放課後児童クラブ等に周知していただくよう、お願いします。

イ 児童厚生員等研修事業について

児童館は、総合的な放課後対策として児童の健全育成上重要な役割を担っているため、平成27年度より、都道府県及び市町村が実施主体となって、児童館に従事する児童厚生員（児童の遊びを指導する者）等の資質の向上を図るための研修の実施に必要な経費の補助を行っているところである。

すべての児童を対象とした遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を担う人材の育成に寄与するよう、本事業の趣旨をご理解いただき、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。

④ 社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」について（関連資料68参照）

昭和60年に国が設置した「こどもの城」は、平成27年3月をもって

閉館となり、これまで約30年にわたり蓄積されてきた遊びのプログラムや「こどもの城」が果たしてきた機能及び役割については、今後も国が引き継ぐこととし、平成27年5月に遊びのプログラムの全国的な普及啓発や新たなプログラムの開発等の在り方を検討するため、社会保障審議会児童部会に「遊びのプログラム等に関する専門委員会」を設置し、遊びのプログラムの普及啓発や、開発に向けた検討を行うとともに、地域の児童館等の果たすべき機能及び役割の検討を行っているところである。

また、平成28年度に引き続き平成29年度予算案においても、『児童館等における「遊びのプログラム」の開発・普及』に係る経費を計上し、中高生の居場所づくりの取組や、発達障害など子どもの特性を踏まえた取組を推進するプログラムなどの実践事例の把握を行うとともに、プログラムを積極的に実践している、または実践しようとしている児童館を選定（指定）して（平成29年度は20か所予定）、モデル的にプログラムを実施することにより、当該プログラムが子どもの成長発達段階において、どのような効果をもたらすのかなどを分析し、ひいては、地域の児童館等が果たすべき機能及び役割についての検証、検討に資する調査研究を行うこととしているので、ご協力をお願いしたい。

なお、地域の児童館等の果たすべき機能及び役割においては、「児童館ガイドライン」の改正も視野に入れ引き続き検討する予定である。

#### ⑤ 民営児童館に対する財政支援措置について

「民間児童館活動事業」及び「児童福祉施設併設型民間児童館事業」に係る国庫補助金については、平成22年度税制改正による年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分について、国と地方の負担調整を行った結果、平成23年度末で一般財源化されたが、これらの事業に係る経費相当分については、基準財政需要額に算入することにより地方交付税措置を講じているところであるので、各自治体におかれては、地域児童の健全育成を図るため、引き続き、民営児童館を活用した取組の実施に努めていただきたい。

### （5）児童委員について（関連資料69、70参照）

#### ① 児童委員・主任児童委員の円滑な活動について

家庭や地域の子育て機能の低下や、児童虐待事件や少年犯罪が相次ぐなど、子どもや家庭を取り巻く環境が複雑化・深刻化している中で、地域の住民に最も身近な児童委員・主任児童委員に地域のこれらの問

題への適切な関わりが求められている。

また、平成26年4月の「民生委員・児童委員の活動環境の整備に向けた検討会」の報告書の提言では、①活動への支援の充実、②力量を高める取組、③地方自治体等の理解の促進に向けた取組、④国民の理解の促進に向けた取組が盛り込まれている。

今年には民生委員制度創設100周年とともに児童委員制度創設70周年という節目の年でもあることから、これまで児童委員が地域の中で児童の健全育成に大きくご尽力いただいていることを踏まえつつ、今後も地域における身近な相談役としてご活躍できるように、活動環境の整備に向けた取組の一層のご協力をお願いしたい。

## ② 関係機関との連携について

民生委員・児童委員の職務は、地域の実情の把握、地域での相談・援助活動の他、関係行政機関（市区町村、児童相談所、学校、保健所など）への協力が主たる業務であり、関係機関との情報の共有を含めた関係づくりが必要である。

特に、市区町村の要保護児童対策地域協議会に積極的に参画するとともに、児童相談所や学校等の関係機関と連携を図り、地域の子どもやその家族の実情を把握する等、ひとり親家庭・多子世帯等の自立支援や児童虐待防止の上で大きな役割を果たすことが期待されている。研修などの様々な機会を通じて特段のご指導をお願いしたい。

また、児童に関する問題については、学校だけでは抱えきれない問題が多く、学校に配置されるスクールソーシャルワーカーや養護教員と児童委員が連携することで、効果的な支援が期待できることから、児童福祉部局、教育委員会及び学校等の関係機関との連携を強化し、児童委員・主任児童委員が活動しやすい環境づくりに努めていただきたい。

なお、民生・児童委員については、昨年12月1日に3年に1度の一斉改選が行われたところであり、改選に当たっては、各都道府県及び市区町村には多大なご協力を賜り感謝申し上げます。今回の一斉改選の結果は次のとおりである。

### 【改選結果】

	平成28年度	前回（平成25年度）
定数	238,352人	236,271人
委嘱数	229,541人	229,488人
充足率	96.3%	97.1%

委嘱数うち再任156,962人（68.4%） 新任72,529人（31.6%）

今回の一斉改選に伴い、全体の約3割の者が新たに委嘱されている現状を踏まえ、各自治体においては、引き続き、民生・児童委員の方々が円滑に活動でき、地域住民への対応が滞ることなく行われるために、必要な知識の習得等についての研修の企画、実施を、計画的かつ重点的に行っていただくようお願いする。

## (6) 児童福祉週間について

### ① 趣旨について

子どもや家庭について社会全体で考えること、また、子どもの健やかな成長について社会的な喚起を図ることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間（5月5日～11日）」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業及び行事を行ってきている。

### ② 児童福祉週間の標語について

児童福祉週間の理念を広く啓発する標語の全国募集（平成28年9月1日～10月20日）に際しては、管内市区町村をはじめ広く周知いただく等ご協力いただき、御礼申し上げます。当該期間中、9,930作品の応募があり、選考の結果、次の作品を平成29年度児童福祉週間の標語と決定した。

＜平成29年度児童福祉週間標語＞

できること たくさんあるよ きみのてに

みたに ろい  
三谷 露唯さん 8歳 香川県

この標語を児童福祉週間の象徴として、広報・啓発ポスターや、厚生労働省のホームページ等で広く周知することとしているが、貴管内市区町村への周知及び啓発事業、行事等に幅広くご活用いただき、児童福祉週間の趣旨等について普及をお願いしたい。

## 7. 保育対策等の推進について

### (1) 保育対策関連予算について

- ① 待機児童の解消等に向けた取組の推進 979億円(966億円)

待機児童の解消に向け、「待機児童解消加速化プラン」に基づき必要となる保育の受け皿を確保するため、保育園等の整備などによる受入児童数の拡大を図る。また、保育園への入園が円滑に進むよう、0歳児期の育児休業終了後の「入園予約制」の導入支援や保育園を拠点とする「サテライト型小規模保育事業所」の設置支援を図る。

#### ア 保育の受け皿拡大

市町村が策定する整備計画等に基づき、保育園、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備や改修の実施に要する経費に充てるため、市町村への補助を行う。また、「待機児童解消加速化プラン」に基づき、意欲のある自治体の取組を強力に支援するため、補助率を嵩上げ(1/2→2/3)し、保育園等の整備を推進する。

さらに、賃貸方式による保育園等の賃借料の一部を支援することにより、保育園等による受け皿拡大を促進する。

#### イ 多様な保育の充実

0歳児期の育児休業終了後の「入園予約制」の導入を支援する。

また、3歳児以降の継続的な保育の確保のため、3歳以上の子どもの受入れに特化した保育園等における3歳未満対象の「サテライト型小規模保育事業所」の設置等を支援する。

#### ウ 保育人材確保のための総合的な対策

保育の受け皿拡大に伴い必要となる保育人材の確保のための取組として、「保育士宿舍借り上げ支援事業の対象要件について、保育園等に採用されてから5年間の要件を10年間に拡大するとともに、市町村における新卒の人材確保や潜在保育士の再就職支援、就業継続支援の取組を積極的に支援するなど、保育人材確保対策の充実を図る。また、保育士の質の向上・人材確保を行うための各種研修を実施する。

#### エ 安心かつ安全な保育の実施への支援

保育園等での事故を防止するため、保育園等への巡回指導や事故予防のための研修の実施などを支援する

## ② 子ども・子育て支援新制度の実施

※内閣府予算

### ア 子どものための教育・保育給付

- ・ 施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育園に係る運営費）
- ・ 地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）

#### ※ 平成29年度予算案における改善の内容

- ・ 保育士の処遇改善
  - i 平成28年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の処遇改善（保育士平均+1.3%）を平成29年度の公定価格にも反映する。
  - ii iに加えて、「ニッポン一億総活躍プラン」等に基づく処遇改善を実施（後掲）
- ・ 保育士等の研修機会の確保  
保育士等の研修機会の確保のため、保育園等の公定価格における代替職員の配置に要する費用を拡充（保育士等1人当たり年間2日→年間3日）する。
- ・ 幼児教育の段階的無償化等
  - i 市町村民税非課税世帯について、第2子の保育料を無償化
  - ii 年収360万未満のひとり親世帯等については、第1子の保育料を市町村民税非課税世帯並みに軽減。

### イ 地域子ども・子育て支援事業

市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援。

- ・ 利用者支援事業、延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業等

### ウ 保育士等の処遇改善

- i 民間保育園等に勤務する全ての職員を対象とした2%（月額6千円程度）の処遇改善
- ii iに加えて、
  - ・ 経験年数が概ね7年以上で、研修を経た中堅職員に対して、月額4万円（園長及び主任保育士を除く職員全体の概ね1/3を対象）
  - ・ 経験年数が概ね3年以上で、研修を経た職員に対して、月額5千円の追加的な処遇改善を実施する。

※ 経験年数に係る要件については「概ね」であり、各保育園等における職員の状況を踏まえ決めることができる。

※ 研修に係る要件については、平成29年度は当該要件を課さず、平成30年度以降は、職員の研修の受講状況等を踏まえ、決定。

※ 月額4万円の配分については、保育園等の判断で、技能・経験を有する



その他の職員（園長を除く）に配分することができる。

ただし、月額4万円の対象者を一定数確保。

※ 技能・経験を有する保育士等に対する処遇改善については、職務手当を含む月給により実施。

※ 上記処遇改善の対象は、公定価格における現行の処遇改善等加算の対象と同じ。

#### エ 企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の推進

「待機児童解消加速化プラン」に基づき、事業所内保育等の企業主導型の多様な保育の拡大等を支援する。

##### ・企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした事業所内保育の設置を促進する。

##### ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者等が、低廉なベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援する。

#### ③ 「医療的ケア児保育支援モデル事業」 (新規)

医療的ケアが必要な児童やその保護者が保育園等の利用を希望される場合に、当該児童を受け入れる保育園等の体制整備を行うため、自治体において看護師を雇い上げた際の費用を補助し、医療的ケアが必要な児童の受入れを行う保育園等に必要に応じて看護師を派遣する等の取組を行う「医療的ケア児保育支援モデル事業」を実施する。(関連資料71参照)

※ 当該事業については、医療的ケアが必要な児童を受け入れる体制整備などモデル事業として実施し、各自治体における取組状況等を踏まえ実施方法等について検討していく。

※ 事業実施にあたっては、補助金の交付申請を行う前に、事前協議を行い、各自治体より取組方法等について聴取した上で、補助対象自治体を選定する方法を検討している。

なお、事前協議の方法等の詳細については、追って連絡する。

#### ④ その他の保育の推進 36億円 (21億円)

保育園等において、障害児を受け入れるために必要な改修費等の一部支援、送迎バスを活用した広域的な保育園等や一時預かりなどの利用支援、子育て支援員研修の実施支援などを実施する。

## (2) 企業主導型保育事業の推進について（関連資料72参照）

「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿確保にあたって、事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な保育サービスの拡大を支援する仕組み（企業主導型保育事業）を平成28年度より創設し、平成29年度末までに、約5万人分の保育の受け皿の拡大を目指している。（内閣府において実施）

### ① 平成29年度予算案における主な拡充内容

- ・認可保育園等の取扱を踏まえ、保育士等の処遇改善等を実施
- ・保育補助者雇上強化に関する補助の実施
- ・防犯・安全対策強化に関する補助の実施

### ② 税制改正について

平成29年度税制改正の大綱においては、企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税・都市計画税、企業主導型保育事業の用に供する施設に係る事業所税、企業主導型保育事業において使用する給食用脱脂粉乳に係る関税に関して優遇措置を新設することとしている。※固定資産税・都市計画税・事業所税については、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に助成を受けた事業主が設置する施設が対象となる。

※ 固定資産税及び都市計画税については、特例措置の課税標準等の軽減の程度を地方団体が条例で決定できるようにする地域決定型地方税制特例措置（以下「わがまち特例」という。）を導入することとしている。このため、当該税の課税標準となる価格の軽減の程度について、2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内で定める必要がある。

### ③ 指導監督について

都道府県においては、本事業の対象となる施設に対し、他の認可外保育施設と同様に、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）等による適切な指導監督が必要となる。

企業主導型保育事業の実施に伴い、各自治体において、指導監督対象の施設が増加することが見込まれるが、その指導監督に当たっては、その経費を含めて平成29年度において地方交付税措置がなされる予定となっていることを踏まえ、遺漏なきようご対応願いたい。

### (3) 平成29年度税制改正について

平成28年12月22日に「平成29年度税制改正の大綱」が閣議決定され、企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等について課税標準の特例措置を講ずるとともに、事業所内保育事業（利用定員が1人以上5人以下）等の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置について、わがまち特例を活用した減免等を可能にする等の税制上の措置が講じられることが盛り込まれている。

(関連資料9参照)

なお、保育園等用地の確保に困難を抱える地方自治体においては、土地提供のインセンティブの一つとして、補助金など他の施策に加え、土地を有料で貸し付けている所有者に対する固定資産税の減免を検討することは可能である旨の通知を、平成28年9月16日付けで総務省と協議の上発出している。(関連資料10参照)

### (4) 小規模保育事業の対象年齢の拡大について

待機児童の解消を目的として、待機児童の多い国家戦略特区において、児童の発達過程に応じた適切な異年齢保育にも配慮した上で、現在、原則として0～2歳児を対象としている小規模保育事業における対象年齢を拡大し、小規模保育事業者が自らの判断で、0歳から5歳までの保育や、3～5歳児のみの保育等を行うことが可能となるよう、国家戦略特別区域法の改正等、所要の法制上の整備を検討しているところである。

### (5) 保育園等の連携施設の確保について (関連資料73参照)

家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。）については、保育が適正かつ確実に行われるとともに、家庭的保育事業者等による保育の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、保育園等の連携施設を適切に確保する必要がある。

平成28年12月の総務省行政評価局による勧告「子育て支援に関する行政評価・監視」において、連携施設の確保のためには市区町村による実効的な支援が必要である旨指摘されたことも踏まえ、平成29年度予算案に計上した「サテライト型小規模保育事業」の創設や地域連携コーディネーターの機能強化を活用いただくなど、引き続き連携施設の確保に向けた取組を進めていただくようお願いする。

(参考) 家庭的保育事業等の連携施設の設定状況について

(平成28年4月1日現在)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000135739.html>

## (6) 保育事故防止に係る安全対策の強化について

保育施設等における事故防止の取組を推進するため、特に重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項や、事故が発生した場合の具体的な対応方法等について、各施設・事業者、地方自治体における事故発生防止や事故発生時の対応の参考となるよう「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を平成28年3月末に発出した。

平成29年度予算案については、事故防止の取組を更に推進するため、死亡事故等の重大事故の防止を目的・内容とした研修の実施や、睡眠中・食事中・水遊び中等の重大事故が発生しやすい場面での巡回支援指導を行うための経費を補助する事業として「保育園等の事故防止の取組強化事業（※）」を計上している。（関連資料74参照）

事業の詳細については、実施要綱によりお示しするが、事故防止研修については都道府県を中心に実施していただき、巡回支援指導については、事故報告、事後的な検証と同様、認可保育園、認定こども園、地域型保育事業を対象とする場合は市町村、認可外保育施設を対象とする場合は都道府県、指定都市、中核市を中心に実施していただきたいと考えている。また、巡回支援指導については、指導監督部門との十分な連携を図っていただくことにより、認可外保育施設に対する立入調査等の適切な実施につなげていただきたいと考えている。

ガイドラインの周知徹底とともに本事業を積極的に活用し、保育事故防止に係る安全対策の強化を図っていただきたい。

※補助の仕組みについては、以下を予定。

- ・都道府県又は市町村単独で実施する場合は直接補助  
(国1/2、都道府県又は市町村1/2)
- ・都道府県と連携及び支援を受け市町村が実施する場合は間接補助  
(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)

【所要額（(5) + (6)）：30.2億円（保育対策総合支援事業費補助金）】

## (7) 認可外保育施設の届出について

平成28年4月から、1日に保育する乳幼児の数が1人以上の場合、都道府県知事（指定都市、中核市の場合はその長）に事業開始1か月以内の届出や毎年の運営状況報告が必要となり、いわゆるベビーシッターについても都道府県知事等への届出、報告が義務付けられている。

平成29年度予算案については、

- ① 手続の利便性の向上による施設・事業者からの設置の届出等の促進

## ② 都道府県等における事務負担の軽減

等を図るため、都道府県等において、認可外保育施設の設置の届出等に係るシステム構築経費を補助する事業として「保育施設・事業の届出に伴うICT化推進事業（※）」を計上している。（関連資料75参照）

都道府県においては積極的に、また、市町村に認可外保育施設の届出等の権限を委譲している場合は市町村と連携して取り組んでいただき、認可外保育施設に対する設置の届出等を促進いただきたい。

※補助の仕組みについては、以下を予定。

- ・都道府県、指定都市又は中核市がシステムを構築する場合は直接補助  
（国3／4、都道府県・指定都市・中核市1／4）
- ・都道府県が市町村に権限委譲しており市町村がシステムを構築する場合は間接補助  
（国3／4、都道府県1／8、市町村1／8）

【所要額（（5）＋（6））：30.2億円（保育対策総合支援事業費補助金）】

## （8）地方分権に係る地方からの提案等への対応方針について

（関連資料76参照）

平成28年度の地方からの提案等への対応方針として、

- ① 一時預かり事業等の事務・権限について、事務処理特例制度による移譲が可能である旨を通知
- ② 家庭的保育事業等の連携施設の確保に関する要件の明確化
- ③ 病児保育事業の職員配置要件に係る特例措置
- ④ 延長保育事業等と放課後児童クラブを合同実施する場合の職員配置基準の特例を検討・結論
- ⑤ 家庭的保育事業等における給食の外部搬入事業者の拡大を検討・結論

等を行うこととしている。

## （9）保育園等の優先入所に係る取扱について

利用調整を行うに当たっては、特に待機児童が発生している市区町村において、保育園等の利用に係る優先度を踏まえてその利用の調整を行うため、平成26年の留意事項通知の内容も踏まえ、独自に点数付けを行うなどの取扱いを行っている事例が多く見られるところである。

こうした市区町村においては、利用調整における選考過程の透明化を図り、もって保育園等の入所申込者の十分な理解が得られるよう、引き続き、点数付けの際の考慮要素となる項目や基準等の公表及び周知に努めるとともに、入園申込者からの求めがあった場合等に当該申込者に係

る点数等を開示するなど、きめ細かな対応に努めるよう、平成28年7月28日付けで事務連絡を発出している。

また、当該事務連絡において、利用調整を行うに当たって、①兄弟姉妹について同一の保育園等の利用を希望する場合②保育士等の子どもが保育園等の利用を希望する場合③小規模保育等の地域型保育事業の卒園児童である場合における優先的な取扱いについて、改めて配慮を求めているところである。

#### (10) 保育園における第三者評価の受審について

個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果の公表が利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的とする第三者評価については、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、受審を努力義務化するとともに、5年に1度の受審が可能となるよう、受審及び評価結果の公表を行った事業者に対して、受審料の半額程度を公定価格の加算として補助することとしている。

第三者評価については、平成27年6月30日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2015において、「保育サービスの質の向上を図り、安心して子どもを預けることができる環境を整備するため、2019年度末までにすべての保育事業者において第三者評価の受審が行われることを目指す。また、当該受審結果について、積極的に「見える化」を進め、就職を希望する保育士や保育サービス利用者が優良な保育事業主を選択できるような環境整備を進める」こととされており、受審率の向上に向けて、引き続き各自治体における積極的な取組が必要である。

#### (11) アレルギー対策ガイドライン及び感染症対策ガイドラインの改訂について

平成23年3月に策定された「保育所におけるアレルギー対策ガイドライン」については、アレルギー疾患対策基本法が平成26年6月に成立し、特にエピペンへの対応や除去食の対応等、科学的根拠に基づく最新の知見を踏まえたガイドラインの改訂が必要となっている。

また、平成24年11月に改訂された「保育所における感染症対策ガイドライン」についても、特にB型肝炎、C型肝炎、疥癬<sup>かいせん</sup>への対応等、科学的根拠に基づく最新の知見を踏まえたガイドラインの改訂が必要となっている。

このため、平成29年度中に各検討委員会を開催し、「保育所におけるアレルギー対策ガイドライン」及び「保育所における感染症対策ガイド

ライン」の改訂を行うことを検討しているところである。

#### (12) 保育園等の実態調査について（関連資料77参照）

保育園・幼稚園・認定こども園等に係る実態調査については、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、保育園等の給与実態等の把握やこれまで行ってきた処遇改善策の効果の検証等を行うために実施し、平成28年12月の子ども・子育て会議において中間集計状況を報告・公表したところである。（平成29年春頃最終取りまとめ予定）

## 8. 母子保健対策について

### (1) 妊婦健康診査の公費負担について

必要な回数（14回程度）の妊婦健康診査が受けられるよう、平成25年度以降、地方交付税措置が講じられているところである。また、平成27年4月より、妊婦健康診査を子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業に位置付け、「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」（平成27年3月31日厚生労働省告示第226号）において、その実施時期、回数及び内容等を定めているところである。

平成27年4月1日現在における妊婦健康診査の公費負担の状況について調査を行ったところ、全ての市区町村で14回以上実施されているものの、各市区町村間で公費負担額や公費負担の対象となる検査項目等の取組状況に差が生じているとの結果となった。

この調査結果を踏まえ、都道府県におかれては、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減のため、妊婦健康診査にかかる公費負担の一層の充実が図られるよう管内市区町村への周知徹底をお願いする。

### (2) 助産施設について

助産の実施については、児童福祉法第22条に基づき、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）は、妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申し込みがあった場合に、助産を実施することとしている。

各都道府県等におかれては、児童福祉法第22条第4項に基づき、引き続き助産制度に関する情報の周知を図るとともに、未実施の都道府県等におかれては、実施について積極的な検討をお願いする。



## 9. 仕事と家庭の両立支援対策について

### (1) 保育所に入れない等の場合の育休延長について

(関連資料78参照)

育児・介護休業法では、原則子が1歳に達するまで育児休業が取得でき、保育所に入れない等の場合には、例外的に子が1歳6か月に達するまで延長して取得が認められる。

しかし、都市部を中心に待機児童が多く見られることが背景となり、子が1歳6か月に達するまで育児休業を取得してもなお保育所に入れず、やむを得ず離職せざるを得ない方も一定数いる。

このことから、子が1歳6か月に達するまで育児休業を取得してもなお保育所に入れない等の場合について、緊急的なセーフティネットとして、最長で子が2歳に達するまで育児休業を延長できること等を盛り込んだ改正育児・介護休業法の通常国会への提出を目指している。

### (2) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポートセンター事業）について

(関連資料79参照)

子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等を会員間で行うための連絡・調整を行う「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）」を推進しており、平成21年度からは、事業の中で、病児・病後児の預かり、宿泊を伴う預かり等を行う「病児・緊急対応強化事業」を実施している。

なお、本事業は、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」の中の、「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられている。

また、平成27年度から、「子育て支援員研修制度」が創設され、その中に「ファミリー・サポート・センターコース」が設けられた。本事業の中で市町村が実施している研修と合わせ、提供会員の確保に努めていくこととしている。

さらに、ファミリー・サポート・センターで連絡・調整等を行う、アドバイザーの資質向上を図るための研修事業を創設した。

また、平成29年度からは利用者の利便性向上のため、事業についての事前説明会・登録会の土日開催、利用者と提供会員の事前顔合わせの土日実施に対する加算措置を行うこととしている。

女性の活躍促進が重要な課題となる中で、男女がともに仕事と家庭を両立する環境づくりを推進する観点からも、本事業について、引き続き積極的な働きかけをお願いしたい。



( 関 連 資 料 )



□ 妊娠・出産、子育てによる不本意退職を解消し、働きたいと希望する人すべての柔軟な労働市場参加や継続就業を実現する。「希望を生み出す強い経済」にも貢献。

「仕事」と「結婚、妊娠・出産、子育て」が「二者択一」の構造から「同時実現」の構造へ転換を図る。

## 基本コンセプト

### 働き方改革・両立支援

「働き方改革」の更なる推進による  
仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

#### <働き方改革の推進>

- 同一労働同一賃金の実現
- 長時間労働の是正
- 若者の就職支援、正社員転換・待遇改善
- 男性の意識改革
- 女性活躍促進

等

#### <両立支援の推進>

- 育児休業制度の見直し
- 保育の受け皿拡大
- 保育士の確保・処遇改善
- 放課後児童クラブの拡充

等

### 総合的子育て支援

すべての子どもと子育てをきめ細やかに  
支援する社会的基盤の構築

#### <総合的子育て支援の推進>

- 安全・安心に妊娠・出産・子育てのできる環境の整備
- 地域の子育て家庭への支援
- ひとり親家庭・多子世帯への支援
- 児童虐待の防止、社会的養護
- 子どもの貧困への対応

等

## 目指すべき 将来像

○ 国民の結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなう社会を実現＝希望出生率1.8を実現

○ 次代を担う子どもたちが健やかに育まれる社会を実現

○ 現在の若年世代の労働参加や就労継続希望を実現

: 女性の就業率(25～44歳) 70.8%(2014年) → **77%(2020年) ⇒ 80%程度**

(欧州の出生率の高い国並み)

: 1・2歳児の保育利用率 38.1%(2015年) → **48.0%(2018年) ⇒ 60%程度**

: 第1子出産前後の女性の継続就業率 38%(2010年) → **55%(2020年) ⇒ 60%程度**

: 男性の育児休業取得率 2.3%(2014年) → **13%(2020年)**

: 一時預かり事業利用者数 延べ406万人(2014年度) → **1.134万人(2020年度)**

# 少子化対策の総合的な展開

## 【2016年までの取組】

- 「正社員転換・待遇改善実現プラン」(2016年1月)
- 若者雇用促進法
- 年金改革法
- 労働基準法改正法案提出
- 女性活躍推進法

若者の雇用・経済的基盤の改善

- 育児・介護休業法改正
- 子ども・子育て支援法改正(企業主導型保育事業の創設等)

非正規雇用をはじめとする女性の就業継続の支援

- 待機児童解消加速化プランの前倒し(40万人分→50万人分)
- 「切れ目のない保育のための対策について」(2016年9月)

育児休業と保育の切れ目のない保障

- 子育て世代包括支援センターの普及
- 不妊治療助成の拡充の継続

妊娠・出産・子育てへの支援

- 「すくすくサポート・プロジェクト(すべての子どもの安心と希望のプロジェクト)」(2015年12月)

特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援

- 児童扶養手当法・児童福祉法等改正

## 働き方改革・両立支援

## 総合的子育て支援

## 【今後に向けた取組】

### 働き方改革の推進

- 長時間労働の是正等(労働基準法改正法案の早期成立、36協定の再検討等)
- 同一労働同一賃金の実現
- 「働き方の未来2035」懇談会(2016年1月設置)
- 若者の就職支援、正社員転換・待遇改善
- 中小企業等の短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大(2017年4月)、更なる適用拡大の検討
- 女性活躍推進

### 両立支援の推進

- 多様な保育の提供を含めた保育の受け皿の更なる拡大
- 保護者のニーズをかなえる「保育コンシェルジュ」の展開
- 総合的な保育人材の確保、保育士等の処遇改善の実施
- 放課後児童クラブの拡充
- 非正規雇用労働者の育児休業取得促進
- 育児・介護休業法改正(保育所に入れない等の場合の育休の延長)

### 総合的子育て支援の推進

- 児童虐待の発生予防から自立支援までの総合的な対策の推進
- 小児・周産期医療提供体制の更なる整備促進
- 子ども医療費に係る国保の公費負担の減額調整見直し
- 「すくすくサポート・プロジェクト」推進
- 子育て世代包括支援センターの全国展開

### 推進体制の抜本的強化

- 子ども家庭支援、働き方改革などを強力推進、推進体制の抜本的強化
- 児童虐待防止対策に関する省内推進本部、関係府省庁連絡会議、地方自治体との緊密連携等による総合的な取組推進
- 暮らしと生きがいをもとに創る「地域共生社会」へのパラダイムシフト
- 子ども・高齢者・障害者などすべての人々が、1人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高め合う社会の実現
- 福祉サービス「タテワリ」から「まるとこ」へ

アベノミクスの成果活用等による持続的成長と分配の好循環の推進



# 平成29年度の社会保障の充実・安定化について

- 消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向ける。
- 社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、平成29年度の増収額8.2兆円については、
  - ① まず基礎年金庫負担割合2分の1に3.1兆円を向け、
  - ② 残額を満年度時の
    - ・ 「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増」と
    - ・ 「後代への負担のつけ回しの軽減」
 の比率（概ね1：2）で按分した額をそれぞれに向ける。

## 〈29年度消費税増収分の内訳〉

《増収額計：8.2兆円》

○ **基礎年金庫負担割合2分の1**  
 （平成24年度・25年度の基礎年金庫負担割合2分の1の差額に係る費用を含む）

3.1兆円

○ **社会保障の充実**

- ・ 子ども・子育て支援の充実
- ・ 医療・介護の充実
- ・ 年金制度の改善

1.35兆円

○ **消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増**

- ・ 診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.37兆円

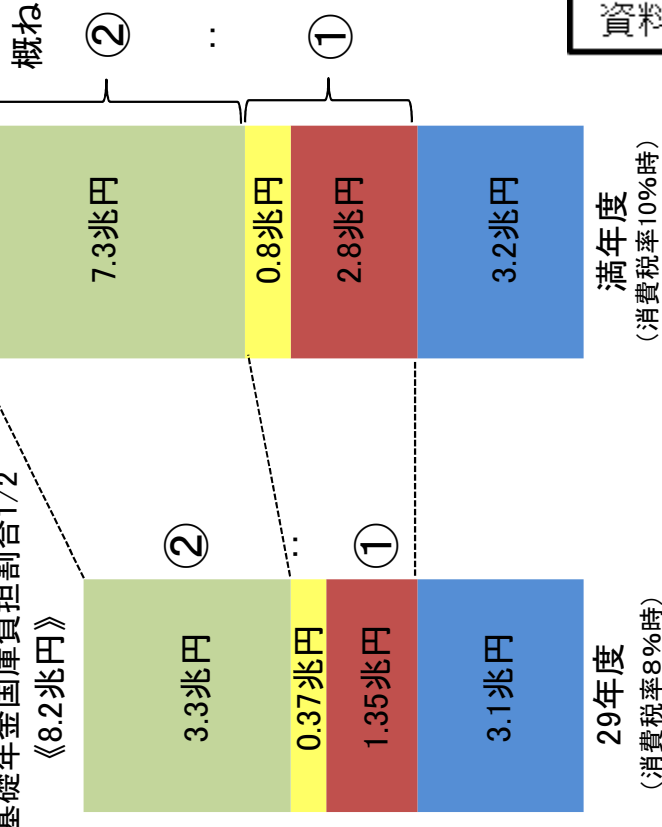
○ **後代への負担のつけ回しの軽減**

- ・ 高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

3.3兆円

## （参考）算定方法のイメージ

- 後代への負担のつけ回しの軽減
- 消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増《14兆円》
- 社会保障の充実
- 基礎年金庫負担割合1/2《8.2兆円》



(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)である。

(注2) 上記の社会保障の充実に係る消費税増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.49兆円)を活用し、社会保障の充実(1.84兆円)の財源を確保。

(注3) 満年度の計数は、軽減税率導入による減収分についての財源確保分を含む。

# 平成29年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位:億円)

事項	事業内容	平成29年度 予算案 <sup>(注1)</sup>	平成28年度 予算額	
			国分	地方分
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	6,526	2,985 <sup>(注3)</sup>	3,541
	社会的養護の充実	416	208	208
医療・介護サービスの提供体制改革	育児休業中の経済的支援の強化	17	10 <sup>(注4)</sup>	6
	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等			
	・ 地域医療介護総合確保基金(医療分)	904	602	301
	・ 診療報酬改定における消費税財源等の活用分	442	313	129
	地域包括ケアシステムの構築			
医療・介護サービスの提供体制改革	・ 地域医療介護総合確保基金(介護分)	724	483	241
	・ 平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分(介護職員の処遇改善等)	1,196	604	592
医療・介護保険制度の改革	・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	429	215	215
	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612
医療・介護保険制度の改革	国民健康保険への財政支援の拡充			
	・ 財政安定化基金の造成(基金の積立残高)	1,100 (1,700)	1,100	0
医療・介護保険制度の改革	・ 上記以外の財政支援の拡充	2,464	1,632	832
	被用者保険の拠出金に対する支援	700	700	0
難病・小児慢性特定疾病への対応	70歳未満の高額療養費制度の改正	248	217	31
	介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	221	111	111
年金	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用等	2,089	1,044	1,044
	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	256	245	10
合計	遺族基礎年金の対象拡大	44	41	3
		18,388	10,511	7,877
		580 (600)		
		1,664		
		210		
		248		
		218		
		2,089		
		—		
		32		
		15,295		

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 消費税増収分(1.35兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.49兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(1.84兆円)の財源を確保。

(注3) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分については全額内閣府に計上。

(注4) 「育児休業中の経済的支援の強化」の国分のうち、雇用保険の適用分(10億円)は厚生労働省、国共済組合の適用分(0.1億円)は各省庁に計上。



# 平成29年度幼児教育無償化に向けた対応（保育園）

## 1. 市町村民税非課税世帯の第2子保育料の無償化

市町村民税非課税世帯（第2階層）＜生活保護世帯を除く年収約260万円未満＞

第2子保育料	3歳以上児	3,000円（月額）⇒	0円（月額）
	3歳未満児	4,500円（月額）⇒	0円（月額）

## 2. 年収360万円未満世帯のうちひとり親世帯等について、第1子保育料を市町村民税非課税世帯並みに軽減

①市町村民税所得割課税世帯（第3階層）＜年収約260～330万円未満＞

第1子保育料	3歳以上児	7,750円（月額）⇒	6,000円（月額）
	3歳未満児	9,250円（月額）⇒	9,000円（月額）

②市町村民税所得割課税世帯（第4階層の一部）＜年収約330～360万円未満＞

第1子保育料	3歳以上児	13,500円（月額）⇒	6,000円（月額）
	3歳未満児	15,000円（月額）⇒	9,000円（月額）

※年収360万円未満世帯のうちひとり親世帯等について、第2子以降の保育料は平成28年度無償化

対象人数 9.5万人

所要額 37.0億円（国費 12.2億円、地方費 24.8億円）